

議案第 1 号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定するものとする。

令和 7 （2025） 年 1 月15日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

種 類	施 設 の 名 称	所 在 地
サービス付き高 齢者向け住宅	株式会社 三英堂商事 サービス付き高齢者向け住宅 家族の家ひまわり西那須野	那須塩原市西三島2-159-4

【有料老人ホームの定義に該当するサービス付き高齢者向け住宅用】

調 査 年 月 日	令和 6 年12月19日
施 設 名 (ふ り が な)	さーびす っ き こうれいしやむけじゅうたく かぞく いえ にしなすの サービス付き高齢者向け住宅 家族の家ひまわり西那須野
所 在 地	(〒 329 - 2756) 那須塩原市西三島2-159-4 (電話 0287-39-3318)
開 設 者	株式会社 三英堂商事
施設の長の職氏名 ※有料老人ホームの管理者（施設長）と同義の者	職名 施設長 氏 名 近藤 和枝
同職務代理者の職氏名	職名 なし 氏 名 なし
事 務 長	
開 設 年 月 日	平成 16年 9月 1日
定員等の数（単位）	40 名（ 40 部屋）
入所（院）者の状況	1 住所等 ① 18歳以上の者 ア. 地元市町村内 32 名 イ. 県内他市町村 4 名 ウ. 県外 1 名 計 37 名 ② 18歳未満の者 0 名 合計 0 名 2 心身（歩行困難者、認知症や視力障害者等）等の状況 歩行困難者 29 名（うち車いす利用者 17 名） 視覚障害者 1 名（うち点字利用者 0 名） 認知症患者 28 名（うち投票可能と思料される者 10 名） ※施設全体において投票可能と思料される者 18 名 3 平均年齢及び平均入所期間 平均年齢 87 歳 平均入所期間 3 年程度 4 施設全体において投票可能と思料される者 18 名
職 員 構 成	1 日中の勤務人数 平日 7 人、土日 4 人 2 主な職種の人数、常勤・非常勤の別 施設の長 1 名 事務長 0 名 医師 0 名 事務職 0 名 (うち非常勤 0 名) (うち非常勤 0 名) 看護職 4 名 介護職 13 名 (うち非常勤 2 名) (うち非常勤 5 名) その他 4 名 合 計 22 名
投票を記載する場所	1 階（相談室） 13.75 m ²
指定を受ける意思	有

令和 5 年 4 月 23 日執行小山市議会議員選挙における当選の効力に係る
争訟事案の処理経過の検証について（素案）

令和 7 年 1 月 15 日
栃木県選挙管理委員会

今後の同種事案の適切な処理に資するため、表記争訟に係る一連の処理経過を検証し、問題点と改善策を教訓化するものである。

1 処理経過における問題点

(1) 処理日数が法定の処理期間を大きく超過

- ① 市選管（異議申出に対する決定） 49 日間（法定日数 30 日以内+19 日）
- ② 県選管（審査申立てに対する裁決） 123 日間（法定日数 60 日以内+63 日）

(2) 開披調査における疑義票抽出の不徹底・見落とし

- ① 市選管と県選管の判断が相違した 2 票のうち、別紙の A 票は、市、県選管ともに疑義票として精査の対象とした上で判断が相違したものの。
- ② 別紙の B 票は、市選管は疑義票として精査の対象としなかったもので、疑義票抽出が不徹底、見落としだった可能性が高い。

なお、市選管と県選管は、それぞれが独立の権限をなす機関であるから、A 票のような微妙な票の判断の相違そのものは問題とはいえないが、B 票のような明らかな疑義票を精査対象としなかったことは、点検作業の不徹底とも考えられる。

注）疑義票：開披実務において、一見して有効、無効が判別できる以外の票は、疑義票（疑問票）として抽出し、公選法の規定や実例に照らして、開票立会人にも確認を求めるなどした上で、最終的には開票管理者が取扱いを決定している。

2 その要因として考えられること

(1) 処理日数経過の要因

① 公選法の処理期間を重視していなかった

ア 同法が選管、裁判所それぞれの処理期間を法定しているのは、選挙によって示された有権者の意思を迅速に確定させることが極めて重要であるからであり、この点について市、県選管ともに理解が不足していた。

イ もとより処理を急ぐあまり拙速となることは避けるべきであるところ、市選管の処理期間には、ゴールデンウィークを挟むという事情があり、やむを得なかったとも考えられるが、県選管が法定期間の倍の期間を要したことは、法定の処理期間を努力義務ととらえ、重視していなかったと考えられる。

② 開披調査実施の判断の遅れと経験不足

ア 市、県選管ともに、開披調査の実施時点で法定期間を超過している。本事案のようなわずかな得票差の争訟にあつては、実際に票を再点検する以外に有効な調査手技は考えにくく、職権探知主義を基本とする公選法の趣旨からすれば、当事者か

らの弁明や反論に多くの日時を要することなく、早期に開披調査を決定、実施すべきであった。

イ 県選管の判断が著しく遅れた背景に、「市選管が実施した開披調査を県選管も実施する必要があるのか（市選管の調査結果を尊重すべき）」との心理が働いたことが考えられるが、選挙に係る争訟手続においては、県選管は上位の審理機関と位置付けられていことから、開披調査をためらうべきではなかった。

ウ 本事案のような争訟は常に提起されるものではないため、市、県選管ともに経験が乏しく、意思決定に日時を要した。

(2) 開披調査における疑義票抽出の不徹底の要因

① 開披調査実施体制の不備

小山市選管の開披調査において、投票用紙の点検作業は投開票日同様に招集された元選管職員や併任職員が担当し、本来中心的な役割を果たすべき専任の選管職員は点検作業そのものには従事せず、全体の進行等を担っていた。

② 調査にあたって選管委員、職員の意識と職権探知主義の不徹底

ア ①に加え、投開票当日の選管委員長（※）（選挙長と開票管理者を兼任）が調査に立ち会っていたこともあり、開票結果を追認するような心理（いわゆる正常性バイアス）が働いた可能性は否定できない。

イ 争訟手続には職権探知主義がとられ、本来選管は主体的に疑義票を抽出すべきところ、実際には調査に立ち会っていた異議申出人が指摘した票のみを疑義票として精査の対象とするにとどまり、結果として疑義票を見落とした。

※開披調査時点では、委員長は任期満了で後任に交替している。

3 上記を踏まえた改善方策

(1) 処理期間の遵守

① 公選法の趣旨（選挙結果の早期確定）を遵守し、迅速な処理に努める。

居住要件など候補者の資格要件等に係る争訟のように、事実関係の調査に相応の期間を要する事案もあるため、一律的な対応は適當ではないが、本事案のような得票数をめぐる争訟は、法定期間内の処理が十分可能である。

② わずかな得票差、投票の効力を争う事案については開披調査を前提とした処理を行う。

得票差が大きいケースなどについてまで、全て開披調査を実施することは現実的ではないと考えられるため、異議申出（審査申立て）の内容、開票結果（按分票、無効票の状況等）等を踏まえ、事案に即して対応する。

(2) 開披調査の実施体制と選管、選挙長、投票管理者の役割の明確化

① 開披調査における点検作業は選管職員が中心となっていく。

開披調査は、投開票当日の開票作業を「点検」するのだから、知見を有する選管職員が中心となり、できるだけ当日の開票作業に従事していない職員（第三者の眼）の協力を得て行うことが適當である。

② 選管委員と開票管理者の兼任は避ける。

ア 開披調査は、選管が開票管理者の決定した投票結果を点検するものであるから、

公選法に明文の規定はないが、両者の役割と職責（別紙）を考慮すると、選管委員が開票管理者を兼任することは適当ではない。

イ 市町執行選挙においては、兼任する事例が多く見受けられるが、相互牽制の観点からも兼任を避ける必要がある。兼任せざるを得ない事情がある場合にも、委員長が開票管理者を兼任することは避けるべきである。

(3) 県・市町選管の認識共有

同種事案の適切な処理に資するため、上記の改善方策について、県内市町選管に広く周知し、認識を共有する。併せて、研修等の機会を通じ、定着させていく。

1 処理の経過

令和5年4月23日	小山市議会議員選挙投開票	
4月28日	荒井氏	市選管へ異議申出
5月10日	市選管	委員会で審理方法（開披調査実施）等決定
6月9日	市選管	開披調査実施
6月16日	市選管	異議申出の棄却を決定
<u>（法定期間 30 日のところ 49 日）</u>		
7月7日	荒井氏	県選管に対し審査申立て
7月11日	県選管	審理要領等を委員長専決処分で決定
7月12日	県選管	市選管に弁明書の提出要求 片山氏に参加人とする旨の通知
7月19日	県選管	委員会で審理要領等の専決処分の承認
8月1日	市選管	県選管に弁明書送付
8月2日	県選管	市選管からの弁明書受領 荒井氏に弁明書の送付及び反論書の提出について通知 片山氏に弁明書の送付及び意見書の提出について通知
8月18日	荒井氏	県選管に反論書提出（片山氏は意見書提出なし）
	県選管	片山氏、市選管に反論書送付
8月23日	県選管	委員会で審理方針（開披調査実施）の決定
8月29日	県選管	市選管に物件の提出要求（選挙録、委員会の会議録等）
9月4日	県選管	市選管に物件の提出要求（投票用紙） 荒井氏、片山氏、市選管に開披調査実施通知
9月6日	市選管	県選管に物件提出（選挙録、委員会の会議録等）
9月16日	県選管	開披調査実施
9月20日	県選管	委員会で開披調査結果について報告
10月11日	荒井氏	県選管に意見書提出
10月12日	県選管	片山氏、市選管に意見書送付
10月26日	県選管	荒井氏、片山氏、市選管に審理手続の終結通知
11月7日	県選管	裁決⇒市選管が有効とした2票を無効に
<u>（法定期間 60 日のところ 123 日）</u>		
12月6日	片山氏	東京高裁に訴訟提起
令和6年3月12日	高裁判決	県選管の裁決を認容 <u>（法定期間 100 日のところ 97 日）</u>
3月26日	片山氏	最高裁に上告
6月12日	最高裁	県選管に記録到着通知書送付
8月30日	最高裁決定	県選管の裁決が確定 <u>（法定期間 100 日のところ 79 日）</u>

2 市選管、県選管の判断が相違した2票

A票

こう 候	ほ 補	しゃ 者	し 氏	めい 名
て	ふ	み	り	

B票

こう 候	ほ 補	しゃ 者	し 氏	めい 名
か	た	や	ま	て
				る
				み
				ちん!!

3 県、市町選管、選挙長（選挙会）、開票管理者の役割

		県選挙管理委員会執行選挙	市町選挙管理委員会執行選挙
県	委員会	・選挙期日等の決定（法 33） ・<u>選挙長の選任（法 75③）</u> ・当選人の告示（法 101②、101 の 3 ②） ・<u>異議申出の処理（法 202①、206①）</u>	・<u>審査申立ての処理（法 202②、206②）</u>
	選挙長（※）	・立候補の届出等の受理（法 86、86 の 4、令 88、89、91） ・選挙会の事務を担当（法 75④） 【選挙会】 ・<u>各候補者の得票総数の計算（法 80、令 84）</u> ・選挙録の作成（法 83）	—
市町	委員会	・投票管理者の選任（法 37②） ・<u>開票管理者の選任（法 61②）</u>	・選挙期日等の決定（法 33） ・<u>選挙長の選任（法 75③）</u> ・投票管理者の選任（法 37②） ・<u>開票管理者の選任（法 61②）</u> ・当選人の告示（法 101 の 3 ②） ・<u>異議申出の処理（法 202①、206①）</u>
	選挙長（※）	—	・立候補の届出等の受理（法 86 の 4、令 89、91） ・選挙会の事務を担当（法 75④） 【選挙会】 ・<u>各候補者の得票総数の計算（法 80、令 84）</u> ・選挙録の作成（法 83）
	開票管理者（※）	・開票に関する事務を担当（法 61⑤） ・<u>投票の点検、効力の決定（法 66②、67）</u> ・開票録の作成（法 70） ・選挙長へ開票結果の報告（法 66③）	・開票に関する事務を担当（法 61⑤） ・<u>投票の点検、効力の決定（法 66②、67）</u> ・開票録の作成（法 70） ・選挙長へ開票結果の報告（法 66③）

※選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことができる（選挙長と開票管理者は兼任可）（法 79①）。

市町執行選挙においては、兼任するケースが多い。

主権者教育年間取組計画に基づく進捗状況と今後の取組について

令和 7 年 1 月 栃木県選挙管理委員会

1 出前講座件数

今年度実績見込み

	小学校	中学校	高校	大学	特支	その他 (アドバイザー等)	計	
県	0	1	7	1	7	0	16	実施市町数
市町	5(3)	5(2)	7	1	3	6	27(5)	9
合計	5(3)	6(2)	14	2	10	6	43(5)	

前年度実績

県	0	0	13	1	6	0	20	実施市町数
市町	9(4)	11(9)	5	2	2	0	29(13)	8
合計	9(4)	11(9)	18	3	8	0	49(13)	

目標値	県・市町で合計60件、半数以上の市町で実施
-----	-----------------------

※()は租税教室など他部署とタイアップした件数(内数)

【総括】

- ・中学校・高校ともに実施件数が伸び悩んだ。
- ・租税教室など他部署とタイアップした件数が減少した。
- ・主権者教育アドバイザー制度を活用した市町が増加した。
- ・実施市町数については前年度から1市町増えたものの、目標としていた半数を下回った。

2 第4四半期の取組

- ・主権者教育に係る高校アンケートで「来年度以降出前講座を実施したい」と回答があった高校(19校)に出前講座の説明と協議を行う。
- ・教育委員会と連携し、小中学校での出前講座の案内を行う。
- ・中学校での租税教室において、選挙に関する説明を行う。

3 新年度に向けた方向性

(1) 高校での実施件数を増やす

- ・7月頃までに「来年度以降出前講座を実施したい」と回答があった学校から申込みがなかった場合、再度アプローチする。
- ・令和7年度の新規事業として実施予定の「外部委託講師による講義」を活用

(2) 市町における実施件数を増やす

- ・年度当初の書記長会議において、積極的な出前講座の実施を呼びかける。
- ・主権者教育アドバイザー制度を活用し、質の向上を図りながら実施件数を増やす。

(3) 中学校での実施件数を増やす

- ・年度当初に県税事務所にアプローチをかけ、租税教室での選挙に関する説明の件数を増やす。

[illegible]

凡例 ○これまで実施してきたもの
◎新たに実施するもの(共通)
△新たに実施するもの(市町立中学校)
☆新たに実施するもの(県立高校)

- 1 これまでの実施事例を示した方が学校現場は検討しやすい →事例集作成
- 2 全校単位や学年単位の実施は、前年の秋頃に検討する年間計画に組み込む必要がある →未実施校は夏～秋にアプローチ
- 3 クラス単位で実施するゲストティチャー方式は、教科担任の判断で組み込みやすい →事例集に実施イメージとして追加
- 4 就職率が比較的高い、地域密着型の高校の方がより効果的 →優先的に説明し実施に向けて協議
- 5 市町立中学校へのアプローチは、市町教委、学校現場の理解が重要 →ノウハウのある市町選管と市町教委とのマッチング

2025 年 1 月 15 日
栃木県 選挙管理委員会

第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙及び栃木県知事選挙における年齢別投票状況調査の結果について

令和 6 年 10 月 27 日執行の第 50 回衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「衆院選」という。）及び令和 6 年 11 月 17 日執行の栃木県知事選挙（以下「知事選」という。）における、年齢別投票状況調査の結果について、別添のとおり公表します。

【調査について】

- ・ 県内 792 投票区の中から衆院選では 26 投票区、知事選では 27 投票区を抽出し、抽出された投票区について年齢別に投票率を調査した。
- ・ 投票区については、各市町において標準的な投票率を示している投票区をおおむね 1 か所（衆院選では宇都宮市は 2 か所、知事選では宇都宮市と栃木市は 2 か所）ずつ抽出した。
- ・ 抽出した投票区について集計したところ、実投票率と若干の乖離が生じたので、補正の上、各年齢別投票率を推計した。

【主な特徴】

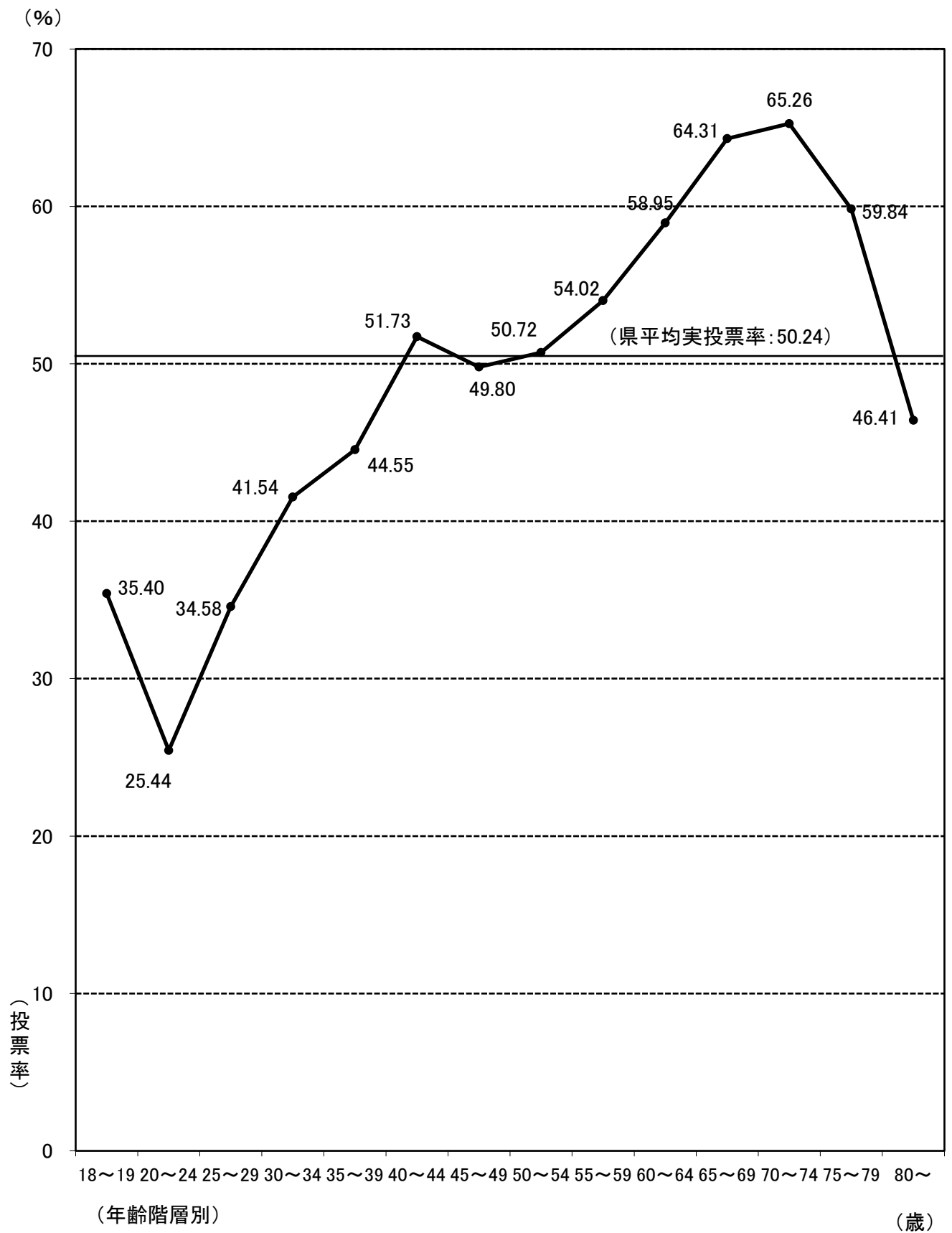
- ・ 衆院選に関しては、前回と比較し一部の階層を除き投票率は低下しているものの、全体的な傾向はほぼ同じであった。
- ・ 一方、知事選では、前回と比較すると全体的に投票率が低下傾向であり、加えて、60 代から 70 代の低下が著しかった。

所管課	発表者		担当者		
	職名	氏名	職名	氏名	連絡先
選挙管理委員会（市町村課）			選挙係長	吉澤 滋	2126

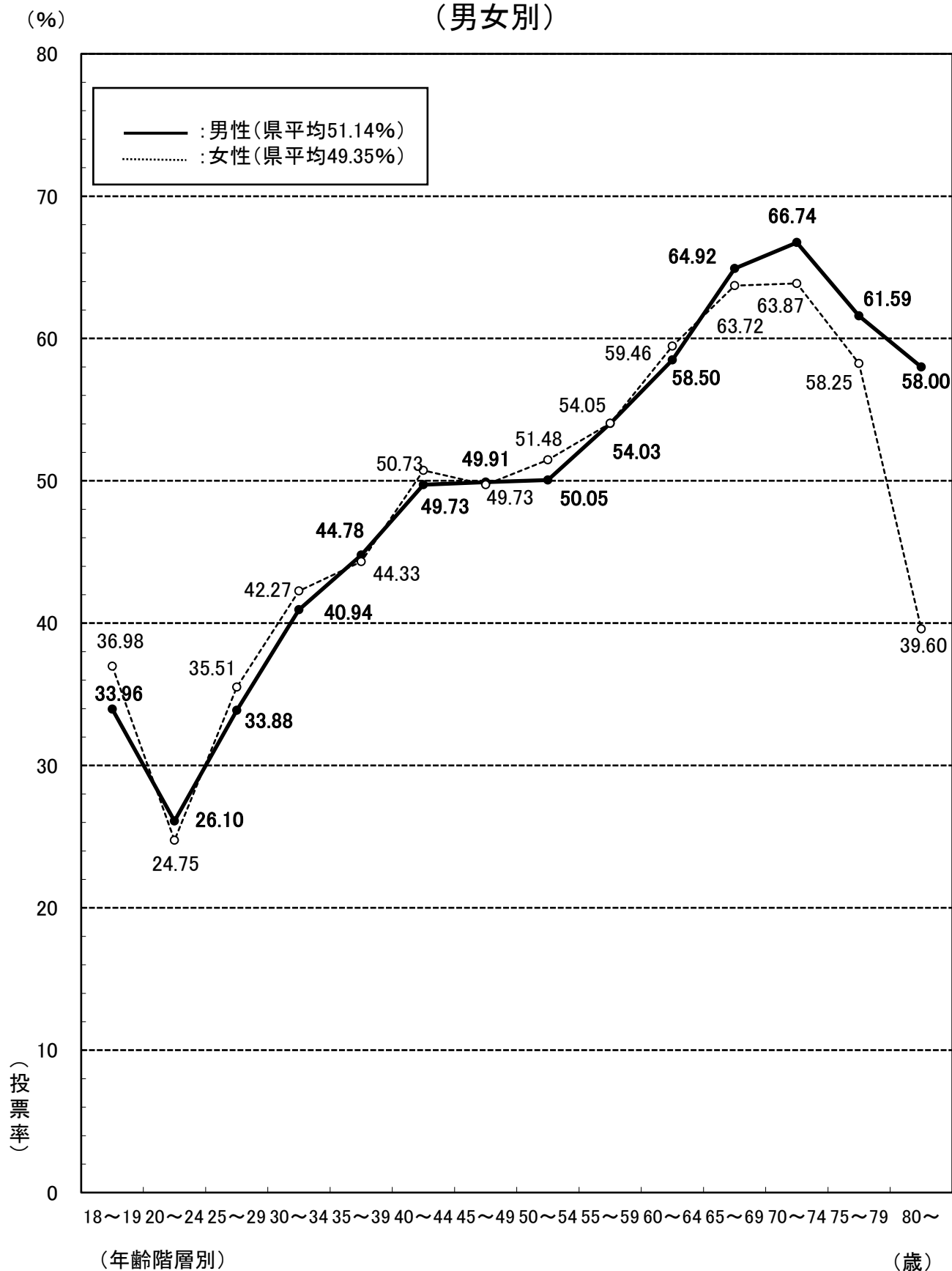
令和6年10月27日執行 第50回衆議院小選挙区選出議員選挙における年齢別推計投票率

区 分 年齢階層別	男 性	女 性	平 均
18～19歳	33.96	36.98	35.40
20～24歳	26.10	24.75	25.44
25～29歳	33.88	35.51	34.58
30～34歳	40.94	42.27	41.54
35～39歳	44.78	44.33	44.55
40～44歳	49.73	50.73	51.73
45～49歳	49.91	49.73	49.80
50～54歳	50.05	51.48	50.72
55～59歳	54.03	54.05	54.02
60～64歳	58.50	59.46	58.95
65～69歳	64.92	63.72	64.31
70～74歳	66.74	63.87	65.26
75～79歳	61.59	58.25	59.84
80歳以上	58.00	39.60	46.41
合 計	51.14	49.35	50.24

衆議院小選挙区選出議員選挙における年齢階層別投票率



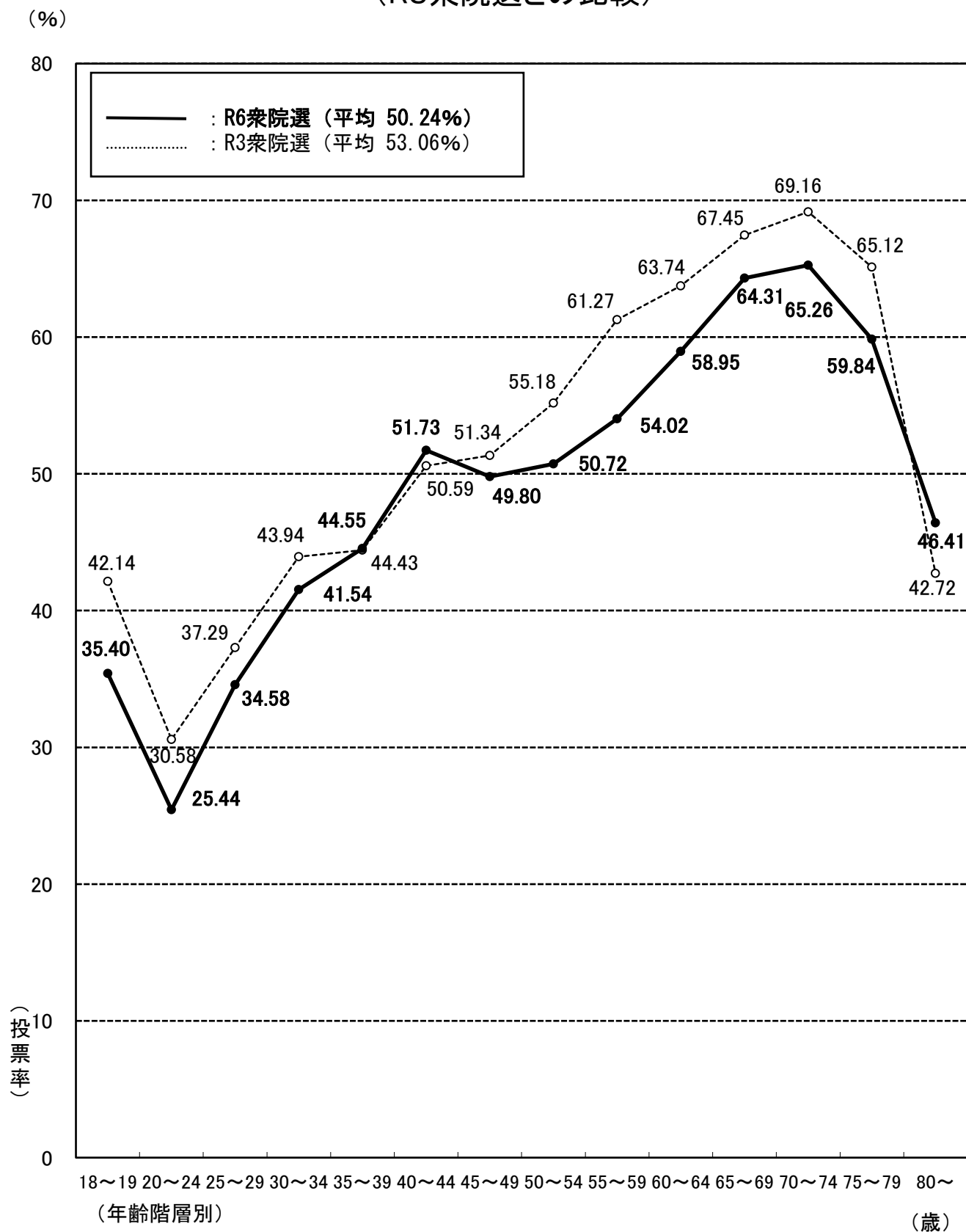
衆議院小選挙区選出議員選挙における年齢階層別投票率 (男女別)



令和6年10月27日執行 第50回衆議院小選挙区選出議員選挙における年齢別推計投票率
(R3衆院選との比較)

区 分 年齢階層別	今回 (R6)	前回 (R3)	差
18～19歳	35.40	42.14	▲ 6.74
20～24歳	25.44	30.58	▲ 5.14
25～29歳	34.58	37.29	▲ 2.71
30～34歳	41.54	43.94	▲ 2.40
35～39歳	44.55	44.43	0.12
40～44歳	51.73	50.59	1.14
45～49歳	49.80	51.34	▲ 1.54
50～54歳	50.72	55.18	▲ 4.46
55～59歳	54.02	61.27	▲ 7.25
60～64歳	58.95	63.74	▲ 4.79
65～69歳	64.31	67.45	▲ 3.14
70～74歳	65.26	69.16	▲ 3.90
75～79歳	59.84	65.12	▲ 5.28
80歳以上	46.41	42.72	3.69
合 計	50.24	53.06	▲ 2.82

衆議院小選挙区選出議員選挙における年齢階層別投票率 (R3衆院選との比較)



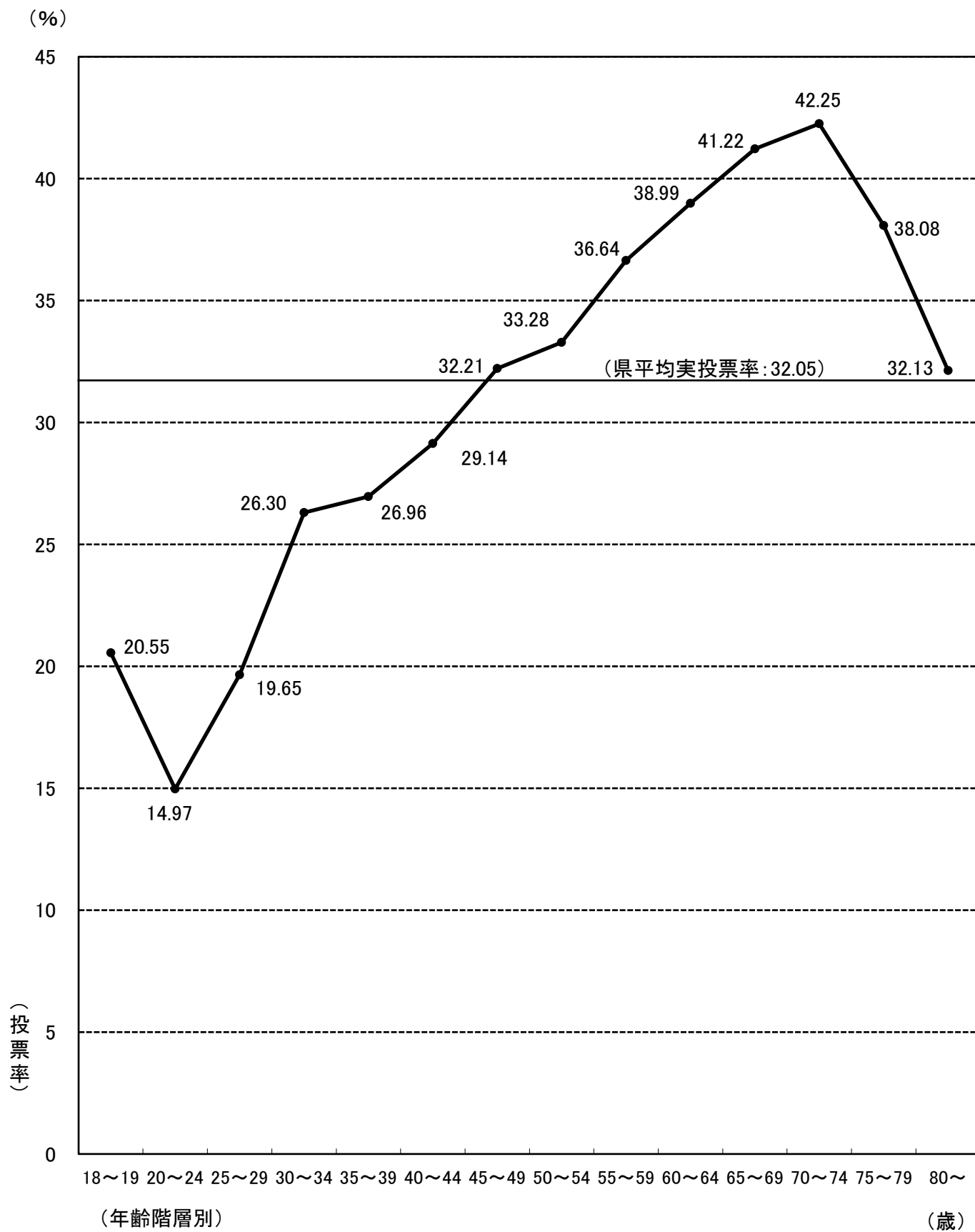
令和6年10月27日執行 第50回衆議院小選挙区選出議員選挙における年齢別推計投票率

区分 年齢別	推 計 投 票 率（県全体）			推 計 投 票 率（市部）			推 計 投 票 率（郡部）		
	男 性	女 性	平 均	男 性	女 性	平 均	男 性	女 性	平 均
18	43.28	43.88	43.52	43.90	44.44	44.13	44.63	45.14	44.85
19	22.88	30.70	26.91	21.19	26.91	24.18	27.40	40.18	33.85
小 計	33.96	36.98	35.40	33.47	35.43	34.44	36.82	42.46	39.42
20	25.65	22.87	24.26	23.07	23.84	23.49	31.42	21.62	27.30
21	23.11	20.60	21.84	22.69	16.48	19.46	25.19	30.91	27.87
22	22.96	26.71	24.77	21.26	30.31	25.81	27.78	19.08	23.88
23	27.79	23.72	25.82	26.58	23.37	25.01	32.02	25.89	29.09
24	29.62	29.95	29.74	28.99	32.27	30.38	32.97	26.00	29.98
小 計	26.10	24.75	25.44	24.93	25.27	25.09	29.98	24.94	27.72
25	29.92	29.42	29.67	31.48	27.04	29.37	28.24	36.95	32.15
26	32.17	33.31	32.63	29.55	31.32	30.32	39.92	40.97	40.35
27	32.68	37.56	34.95	32.81	39.60	36.15	34.33	33.86	34.14
28	36.56	34.47	35.66	34.50	34.82	34.61	42.97	35.64	40.12
29	36.61	41.16	38.58	37.07	40.40	38.53	37.79	45.65	41.04
小 計	33.88	35.51	34.58	33.34	35.10	34.12	37.10	38.68	37.75
30	37.59	38.66	38.07	37.86	35.87	36.90	39.21	48.67	43.58
31	40.12	40.30	40.19	41.05	39.60	40.32	40.52	44.54	42.30
32	42.36	42.26	42.29	42.99	40.72	41.91	43.52	48.37	45.68
33	39.41	44.99	41.91	37.70	46.07	41.55	45.30	45.06	45.20
34	45.05	44.94	44.98	46.01	46.40	46.19	45.74	44.20	45.02
小 計	40.94	42.27	41.54	41.10	41.74	41.39	43.05	46.07	44.40
35	45.44	39.47	42.53	47.24	40.56	44.00	43.81	39.16	41.53
36	47.10	45.92	46.51	44.87	47.27	45.98	55.99	45.28	50.66
37	46.73	45.90	46.32	44.53	46.73	45.50	54.89	46.83	50.97
38	44.49	43.23	43.87	45.54	44.40	44.98	44.61	43.26	43.91
39	40.98	46.87	43.53	43.01	46.28	44.39	38.57	50.99	44.11
小 計	44.78	44.33	44.55	44.92	45.08	44.96	47.19	45.22	46.22
40	48.73	48.87	48.76	52.63	46.06	49.53	43.96	58.20	50.05
41	47.64	46.53	47.08	46.78	50.91	48.77	52.84	39.65	45.87
42	47.75	45.36	46.60	49.57	49.84	49.68	46.32	37.31	42.02
43	49.10	47.92	48.54	49.83	49.25	49.53	50.50	48.11	49.40
44	50.15	54.38	52.01	48.62	55.40	51.66	56.44	55.21	55.90
小 計	48.70	48.51	48.58	49.44	50.35	49.83	49.96	47.24	48.69
45	47.47	48.33	47.87	47.66	47.44	47.54	49.90	53.11	51.44
46	45.76	49.49	47.54	44.87	49.67	47.18	50.53	51.95	51.20
47	53.94	49.18	51.71	54.50	47.88	51.42	55.86	55.18	55.53
48	49.38	51.85	50.50	51.32	54.32	52.80	48.03	46.49	47.44
49	52.65	49.68	51.17	52.00	50.44	51.21	57.38	50.57	54.16
小 計	49.91	49.73	49.80	50.21	50.13	50.16	52.22	51.63	51.95
50	48.68	46.60	47.67	47.61	46.90	47.25	54.86	48.63	51.67
51	50.71	49.91	50.31	52.34	47.57	50.03	49.59	58.75	54.09
52	52.33	50.49	51.47	51.98	50.27	51.17	56.34	53.94	55.22
53	49.46	55.72	52.51	49.06	56.62	52.74	53.42	56.89	55.11
54	48.83	54.66	51.61	48.07	55.23	51.53	53.69	56.37	54.93
小 計	50.05	51.48	50.72	49.86	51.31	50.52	53.63	54.91	54.24
55	49.47	48.97	49.21	48.86	47.44	48.16	54.30	55.65	54.96
56	55.16	56.81	55.95	53.86	55.18	54.47	62.29	63.99	63.14
57	53.74	53.42	53.57	53.73	51.76	52.76	56.95	60.54	58.56
58	55.03	56.72	55.83	55.33	56.23	55.72	57.69	61.14	59.43
59	57.11	54.96	56.06	55.75	50.85	53.38	63.69	67.95	65.69
小 計	54.03	54.05	54.02	53.37	52.09	52.74	59.00	61.86	60.39
60	56.76	58.07	57.42	53.14	58.07	55.69	67.73	61.47	64.66
61	57.74	58.52	58.10	56.92	57.49	57.17	63.23	63.87	63.54
62	59.96	58.53	59.24	57.99	61.09	59.49	67.35	56.63	62.24
63	59.43	58.76	59.08	58.90	58.26	58.57	64.21	63.08	63.58
64	58.41	63.82	60.86	57.49	62.04	59.56	63.62	71.22	67.07
小 計	58.50	59.46	58.95	56.96	59.37	58.10	65.27	63.12	64.19
65	61.62	62.86	62.24	61.45	62.12	61.78	65.64	67.93	66.83
66	62.18	63.47	62.81	62.52	64.79	63.72	65.11	64.24	64.69
67	67.42	61.33	64.42	64.54	60.54	62.54	76.54	66.52	71.77
68	67.12	64.86	65.99	69.13	62.64	65.81	67.31	73.76	70.22
69	66.16	66.00	66.06	64.58	63.93	64.24	73.00	73.54	73.25
小 計	64.92	63.72	64.31	64.43	62.83	63.62	69.60	69.24	69.41
70	66.81	64.54	65.59	67.02	62.75	64.76	70.19	71.13	70.65
71	67.18	64.99	66.07	64.97	62.44	63.67	74.58	73.82	74.22
72	68.84	62.68	65.75	67.44	61.02	64.27	75.41	69.29	72.28
73	67.15	61.05	64.17	66.16	56.55	61.59	72.94	72.36	72.62
74	63.73	65.73	64.80	62.35	62.73	62.60	69.24	74.88	72.07
小 計	66.74	63.87	65.26	65.62	61.17	63.33	72.38	72.31	72.32
75	63.26	62.61	62.91	58.01	59.02	58.53	76.93	73.06	74.88
76	62.65	60.70	61.64	60.28	58.88	59.56	70.58	67.68	69.08
77	57.51	54.92	56.13	55.71	51.24	53.32	64.29	66.18	65.23
78	66.19	54.01	59.60	63.40	53.05	57.77	75.94	59.32	67.07
79	58.67	55.91	57.23	53.46	54.56	54.02	74.85	62.14	68.02
小 計	61.59	58.25	59.84	58.10	55.64	56.83	72.05	66.97	69.38
80以上	58.00	39.60	46.41	58.96	40.82	47.40	59.49	39.18	47.07
合 計	51.14	49.35	50.24	50.51	48.78	49.64	55.53	53.50	54.52

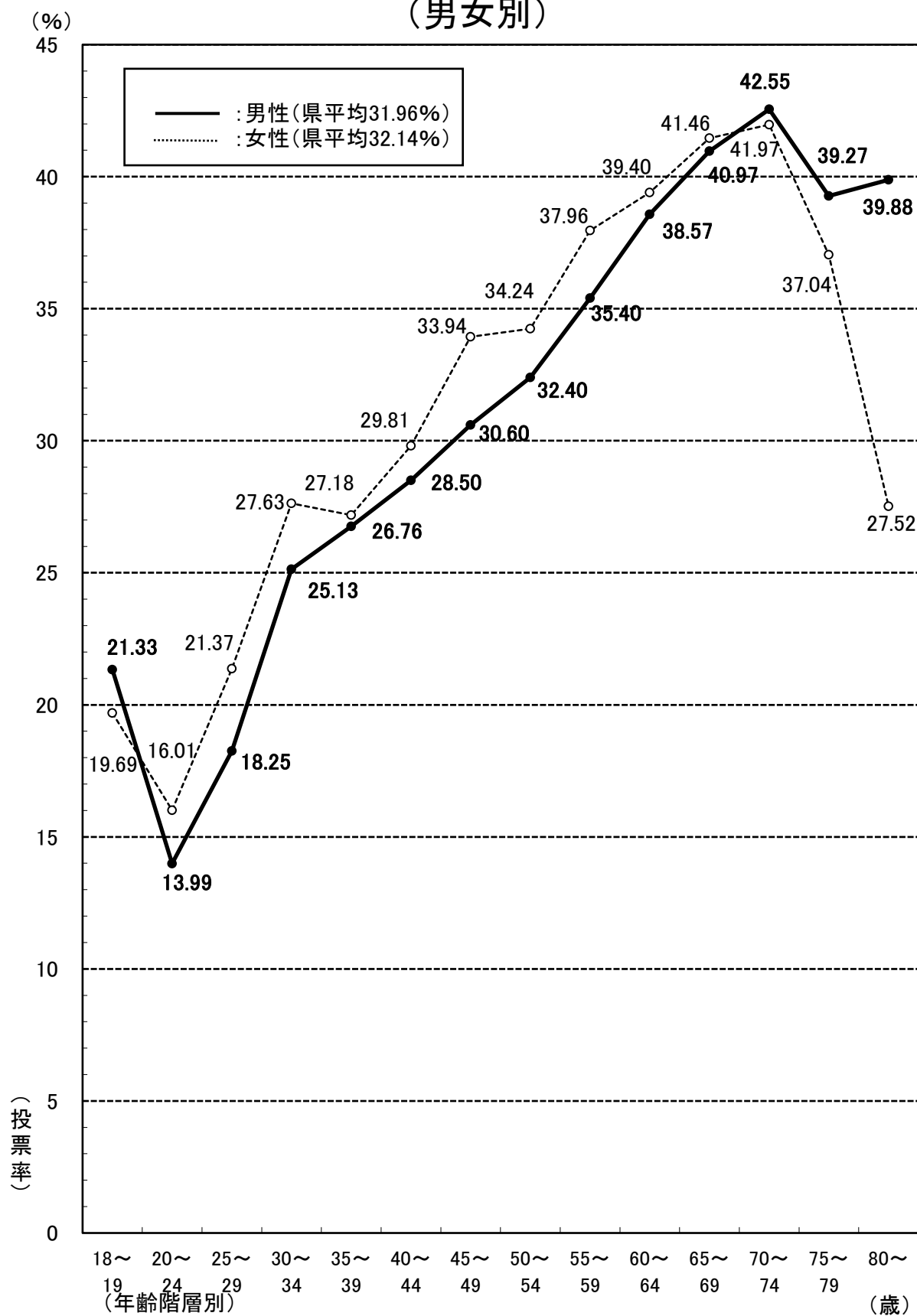
令和6年11月17日執行 栃木県知事選挙における年齢別推計投票率

区 分 年齢階層別	男 性	女 性	平 均
18～19歳	21.33	19.69	20.55
20～24歳	13.99	16.01	14.97
25～29歳	18.25	21.37	19.65
30～34歳	25.13	27.63	26.30
35～39歳	26.76	27.18	26.96
40～44歳	28.50	29.81	29.14
45～49歳	30.60	33.94	32.21
50～54歳	32.40	34.24	33.28
55～59歳	35.40	37.96	36.64
60～64歳	38.57	39.40	38.99
65～69歳	40.97	41.46	41.22
70～74歳	42.55	41.97	42.25
75～79歳	39.27	37.04	38.08
80歳以上	39.88	27.52	32.13
合 計	31.96	32.14	32.05

栃木県知事選挙における年齢階層別投票率



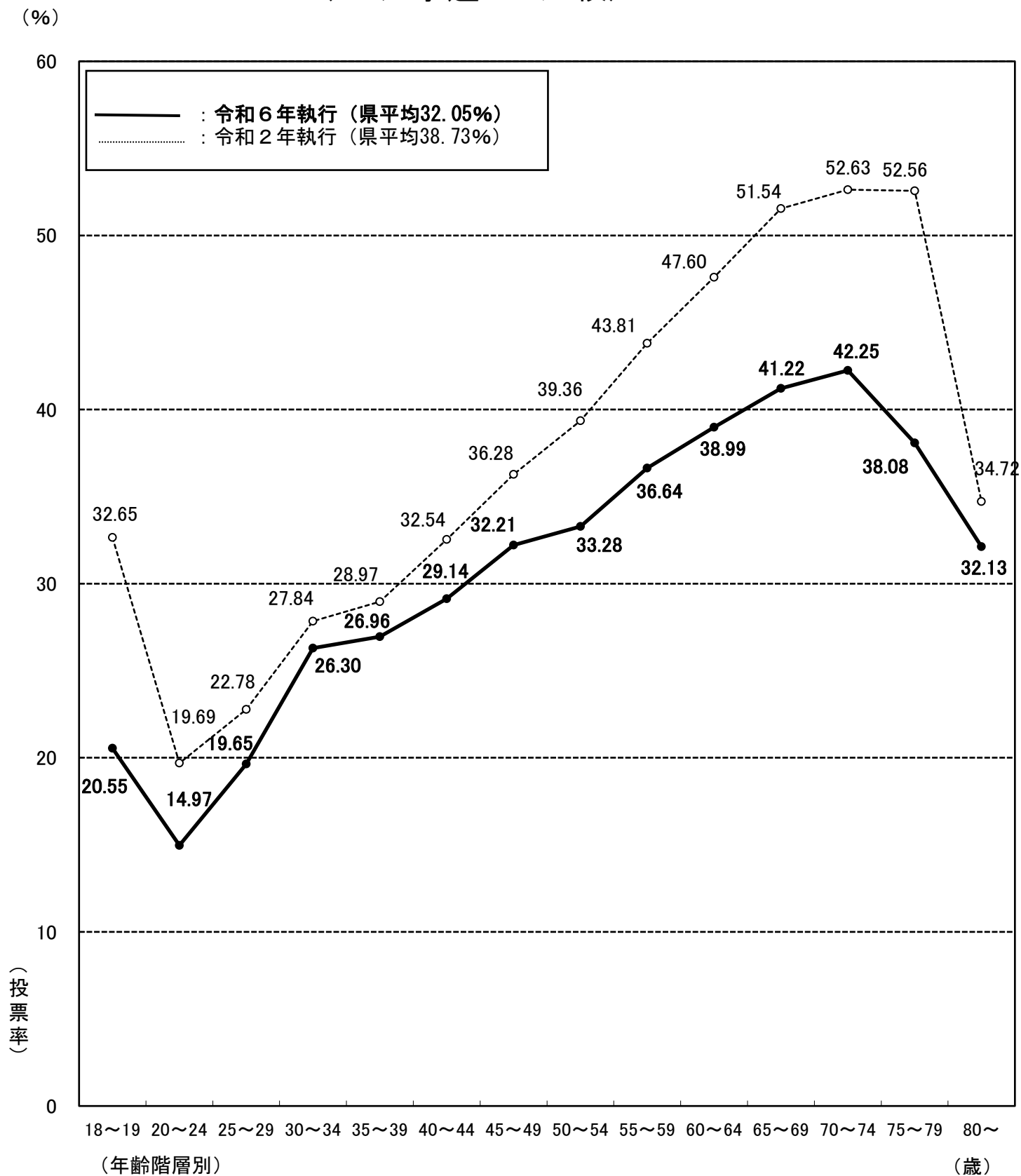
知事選挙における年齢階層別投票率 (男女別)



令和6年11月17日執行 栃木県知事選挙における年齢別推計投票率
(R2知事選との比較)

区 分 年齢階層別	今回 (R6)	前回 (R2)	差
18～19歳	20.55	32.65	▲ 12.10
20～24歳	14.97	19.69	▲ 4.72
25～29歳	19.65	22.78	▲ 3.13
30～34歳	26.30	27.84	▲ 1.54
35～39歳	26.96	28.97	▲ 2.01
40～44歳	29.14	32.54	▲ 3.40
45～49歳	32.21	36.28	▲ 4.07
50～54歳	33.28	39.36	▲ 6.08
55～59歳	36.64	43.81	▲ 7.17
60～64歳	38.99	47.60	▲ 8.61
65～69歳	41.22	51.54	▲ 10.32
70～74歳	42.25	52.63	▲ 10.38
75～79歳	38.08	52.56	▲ 14.48
80歳以上	32.13	34.72	▲ 2.59
合 計	32.05	38.73	▲ 6.68

知事選挙における年齢階層別投票率 (R2知事選との比較)



令和6年11月17日執行栃木県知事選挙における年齢別推計投票率

区分 年齢別	推 計 投 票 率 （ 県 全 体 ）			推 計 投 票 率 （ 市 部 ）			推 計 投 票 率 （ 郡 部 ）		
	男 性	女 性	平 均	男 性	女 性	平 均	男 性	女 性	平 均
18	27.53	25.05	26.42	26.16	23.24	24.83	32.50	31.47	32.09
19	14.72	15.23	14.98	13.89	14.64	14.29	17.70	17.83	17.77
小 計	21.33	19.69	20.55	20.21	18.46	19.35	25.41	24.50	25.03
20	13.52	14.09	13.81	12.79	11.85	12.28	16.08	24.39	19.64
21	12.58	14.55	13.59	12.23	13.94	13.13	14.34	17.48	15.88
22	12.45	13.52	12.99	10.43	13.66	12.09	20.07	13.28	16.91
23	14.20	21.09	17.40	14.33	23.67	18.60	14.19	12.53	13.38
24	16.69	17.35	16.98	17.75	18.50	18.08	13.04	11.64	12.54
小 計	13.99	16.01	14.97	13.70	16.12	14.90	15.55	15.97	15.76
25	15.24	18.96	16.90	14.30	18.10	16.02	19.40	23.05	20.99
26	15.72	21.18	18.09	15.06	21.19	17.84	18.32	21.61	19.58
27	18.40	20.98	19.64	17.84	21.82	19.80	21.03	17.90	19.68
28	21.18	21.96	21.53	21.24	24.44	22.64	21.78	14.82	18.79
29	20.28	23.59	21.73	22.44	22.89	22.64	13.04	27.14	18.89
小 計	18.25	21.37	19.65	18.33	21.71	19.86	18.72	20.56	19.52
30	23.58	27.57	25.45	26.87	30.35	28.46	9.93	17.12	13.43
31	27.72	27.94	27.83	27.41	27.18	27.30	29.79	31.69	30.67
32	26.60	27.83	27.19	29.80	26.90	28.41	15.62	31.90	23.68
33	21.48	25.51	23.29	20.72	26.26	23.20	25.07	23.50	24.40
34	26.40	29.15	27.70	26.00	29.33	27.58	28.77	29.30	29.03
小 計	25.13	27.63	26.30	26.08	28.02	26.98	22.58	26.93	24.61
35	25.37	24.36	24.89	25.44	26.38	25.88	26.08	18.53	22.25
36	27.07	27.43	27.25	28.12	29.25	28.68	24.10	21.45	22.79
37	29.41	28.49	28.98	29.44	28.81	29.14	30.48	28.11	29.31
38	26.80	26.88	26.85	27.97	28.19	28.07	23.72	22.87	23.34
39	25.14	28.52	26.73	26.71	29.84	28.16	20.82	25.55	23.16
小 計	26.76	27.18	26.96	27.56	28.53	28.02	24.82	23.35	24.11
40	28.76	30.22	29.49	30.48	30.46	30.46	24.64	30.33	27.34
41	28.43	30.65	29.53	28.93	33.23	30.99	27.59	23.08	25.20
42	26.14	32.24	29.12	25.53	33.28	29.39	29.16	28.97	29.10
43	29.25	27.29	28.36	30.76	28.26	29.61	25.99	25.14	25.65
44	29.76	28.57	29.21	29.08	28.10	28.61	33.36	31.20	32.42
小 計	28.50	29.81	29.14	28.96	30.70	29.80	28.06	27.57	27.85
45	31.69	31.09	31.41	31.02	31.37	31.18	35.04	31.31	33.21
46	30.69	35.38	33.04	31.53	35.57	33.60	29.45	35.84	32.48
47	29.20	35.40	32.19	28.70	34.86	31.75	31.81	38.43	34.78
48	29.74	33.75	31.64	30.73	35.33	32.97	27.94	28.49	28.23
49	31.79	33.76	32.75	31.81	33.27	32.52	32.87	36.48	34.63
小 計	30.60	33.94	32.21	30.75	34.16	32.41	31.28	34.16	32.64
50	32.45	28.50	30.50	32.56	26.60	29.64	33.32	35.33	34.34
51	31.03	34.56	32.66	32.80	34.25	33.44	25.79	36.64	31.18
52	33.86	36.82	35.23	34.23	36.81	35.41	34.05	38.03	35.87
53	29.96	36.10	32.92	29.69	36.35	32.87	32.03	36.40	34.20
54	34.91	35.50	35.19	34.07	35.79	34.86	39.29	35.45	37.53
小 計	32.40	34.24	33.28	32.64	33.91	33.24	32.80	36.38	34.54
55	34.05	35.09	34.56	32.74	34.07	33.39	39.87	39.65	39.76
56	35.10	40.02	37.49	35.76	39.85	37.75	34.32	41.80	37.96
57	32.23	40.25	35.85	31.01	38.33	34.29	37.48	47.67	42.13
58	39.22	37.52	38.39	39.67	39.49	39.58	39.05	32.41	35.61
59	38.02	36.93	37.50	35.56	36.10	35.82	46.65	40.71	43.93
小 計	35.40	37.96	36.64	34.53	37.42	35.91	39.57	40.92	40.23
60	36.49	38.61	37.53	37.25	40.12	38.67	35.57	35.14	35.37
61	39.25	38.42	38.84	39.09	37.96	38.54	41.19	40.98	41.08
62	40.19	40.14	40.18	39.13	40.74	39.88	44.62	40.13	42.39
63	37.05	38.68	37.85	36.48	37.34	36.87	40.15	43.19	41.73
64	40.06	41.25	40.66	41.92	40.34	41.13	37.07	45.06	40.96
小 計	38.57	39.40	38.99	38.69	39.27	38.97	39.69	41.10	40.39
65	40.14	41.70	40.94	40.80	40.67	40.74	39.99	45.79	42.91
66	41.03	43.64	42.33	42.75	45.62	44.23	38.75	39.35	39.07
67	39.87	38.73	39.32	39.52	37.63	38.58	42.17	43.12	42.64
68	39.92	41.81	40.85	40.45	40.22	40.33	40.31	47.58	43.48
69	43.73	41.23	42.48	44.04	39.56	41.81	44.56	46.66	45.61
小 計	40.97	41.46	41.22	41.56	40.81	41.18	41.11	44.63	42.79
70	40.66	42.09	41.40	40.06	43.46	41.77	43.56	40.89	42.09
71	43.19	40.79	41.99	40.20	39.47	39.83	51.17	45.44	48.43
72	41.45	41.21	41.34	41.26	40.49	40.87	43.37	44.36	43.86
73	44.23	43.76	43.99	44.85	42.55	43.65	44.54	48.10	46.34
74	43.32	41.87	42.54	43.89	39.83	41.66	43.71	48.19	46.01
小 計	42.55	41.97	42.25	42.04	41.12	41.56	45.22	45.42	45.32
75	42.03	39.58	40.76	39.54	37.81	38.64	48.90	44.96	46.87
76	39.79	38.47	39.13	36.72	36.01	36.35	47.94	45.66	46.84
77	34.86	38.87	37.06	33.47	36.14	34.96	39.72	47.65	43.95
78	39.44	31.39	34.86	35.71	30.54	32.69	50.20	35.14	42.34
79	39.82	33.75	36.38	38.50	34.24	36.07	44.68	33.45	38.56
小 計	39.27	37.04	38.08	36.82	35.29	36.00	46.44	42.89	44.60
80以上	39.88	27.52	32.13	40.71	28.35	32.92	39.28	26.23	31.21
合 計	31.96	32.14	32.05	31.66	31.89	31.78	34.03	33.94	33.99

令和 6 年（行ケ）第 1 9 号 選挙無効請求事件

原 告 鶴本圭子ほか

被 告 東京都選挙管理委員会ほか

答 弁 書

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

東京高等裁判所第 2 4 民事部ニス係 御中

被告ら指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙3のとおり）

部	付	田	原	昭	彦				
部	付	荒	木	真	希	子			
部	付	富	岡		宏				
部	付	小	西	俊	輔				
部	付	飯	島	勝	義				
上	席	訟	務	官	山	門	由	美	

訟 務 官 針 生



訟 務 官 山 城 道



法 務 事 務 官 守 田 可 奈 子



法 務 事 務 官 高 橋



被告東京都選挙管理委員会指定代理人

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都選挙管理委員会

書 記 中 野 久 範



書 記 山 本 高 大



被告神奈川県選挙管理委員会指定代理人

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県選挙管理委員会

書 記 永 田 智 大



書 記 村 松 智 浩



被告埼玉県選挙管理委員会指定代理人

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県選挙管理委員会

書 記 石 島 哲 也



書 記 溝 口 貴 裕



書 記 岡 野 祐 司



書 記 中 島 和 典 

書 記 杉 田 明 朗 

書 記 山 本 崇 史 

被告千葉県選挙管理委員会指定代理人

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県選挙管理委員会

書記長補佐 山 根 昌 登 

上 席 書 記 石 渡 崇 鷹 

主 任 書 記 杉 山 哲 也 

被告茨城県選挙管理委員会指定代理人

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県選挙管理委員会

書記長補佐 正 木 佳 裕 

選 挙 係 長 廣 引 俊 之 

被告栃木県選挙管理委員会指定代理人

〒320-8501 宇都宮市塙田一丁目1番20号

栃木県選挙管理委員会

選 挙 係 長 吉 澤 滋 

係 長 松 本 祥 太 郎 

被告群馬県選挙管理委員会指定代理人

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県選挙管理委員会

書 記 高 橋 誠 

書 記 小 林 洋 平 

被告静岡県選挙管理委員会指定代理人

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県選挙管理委員会

書 記 長 山 岸 達 生 

総括書記長補佐 磯 崎 猛 

書 記 楠 圭 吾 

書 記 大 羽 良 之 

書 記 大 場 研 

書 記 齋 藤 元 気 

書 記 中 澤 明 音 

被告山梨県選挙管理委員会指定代理人

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県選挙管理委員会

書 記 次 長 堀 込 伸 司 

書	記	次	長	村	松	誠	
書			記	早	川	秀彦	
書			記	藤	森	大輔	
書			記	関	本	聡司	
書			記	平	塚	一輝	

被告長野県選挙管理委員会指定代理人

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会

書	記	長	平	林	正	枝	
書			記	飯	田	史晴	
書			記	湯	田	篤	
書			記	小	林	和弘	

被告新潟県選挙管理委員会指定代理人

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県選挙管理委員会

書	記	長	大	島	正	也		
書	記	長	補	佐	八	幡	己津子	
書			記	池	田	栄	司	
書			記	佐	藤	大	樹	

(目次)

第1	請求の趣旨に対する答弁	7
第2	請求原因に対する認否	7
1	「Ⅰ 原告らの主張」について	7
2	「Ⅱ 事実」について	9
第3	事案の概要等	12
1	事案の概要	12
2	本件の主たる争点	12
3	原告らの主張の要旨	13
4	本件の事実経過	13
第4	被告の主張	36
1	被告の主張の要旨	36
2	衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟における区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性の判断枠組みについて	38
3	本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと	42
4	(予備的主張) 仮に違憲状態にあったとの評価がされるところとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないこと	57
5	まとめ	61
第5	結論	62

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 「1 原告らの主張」について

(1) 「1 第1の主張」について

ア 「(1) 略称」について

認否の要を認めない。

イ 「(2)」について

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）

3条1項が、「前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」と規定することの限度で認め、その余は争う。上記のとおり、区画審設置法3条1項にいう「人口」は、統計法5条2項の規定により行われる国勢調査（なお、以下、同項本文の国勢調査を「大規模国勢調査」、同項ただし書の国勢調査を「簡易国勢調査」という。）の結果に基づく人口を指すのであり、原告らの主張するように「改定案」の作成の日の人口を指すものではない。

ウ 「(3)」について

衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）が、内閣総理大臣に対し、令和4年6月16日付け「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」をもって、区画審設置法2条及び4条1項に基づく勧告をしたこと、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口（日本人住民）に基づく試算の結果、同日時点の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差（以下、ある時点の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数を基準とした最大較差を単に「最大較差（選挙人）」ということがある*1。）が2.054倍であったこと（乙第1号証）、総務省が発表した令和6年10月14日時点の選挙人名簿登録者数に基づき試算すると、同日時点の選挙区間における最大較差が2.06倍であったことは認め、上記勧告の日（令和4年6月16日）時点の選挙区間における正確な最大較差は不知。なお、上記勧告に係る改定案は、令和2年の国勢調査における日本国民の人口に基づき作成されており、同人口によれば、最大較差は1.99倍、人口最小選挙区との較差が2倍以上となる選挙区は存在しなかった（乙第2号証）。

エ 「(4)」について

争う。

オ 「(5)」について

認否の要を認めない。

*1 そのほか、ある時点の選挙区間における議員1人当たりの人口を基準とした最大較差を単に「最大較差（人口）」、これらを併せた最大較差を単に「最大較差」ということがあり、最大較差ではない較差についても、同様に「較差（選挙人）」又は「較差（人口）」と呼ぶことがある。

カ 「(6)」について

否認ないし争う。

キ 「(7)」について

争う。

ク 「(8)」について

認否の要を認めない。

(2) 「2 第2の主張」について

争う。

(3) 「3 第3の主張」について

令和6年10月27日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」といい、本件選挙以前の衆議院議員総選挙は、その施行された年に応じて「平成〇年選挙」などという。）について、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口（ただし、一の市区で複数の選挙区に分割されているものの人口は、令和2年の日本国民の人口の比率で按分した数値である。）に基づき試算すると、選挙区間の最大較差が、2.054倍であったこと、憲法56条2項、1条、前文第1段落第1文前段及び43条1項に原告らが引用する規定があることは認め、その余は争う。

(4) 「4」について

認否の要を認めない。

なお、原告らの要望する令和4年6月16日以前で同日に最も近接した日（令和4年1月1日）の最大較差（人口）については、乙第1号証に記載されている。

(5) 「5」について

争う。

2 「II 事実」について

(1) 「1」について

認める。

(2) 「2」について

認める。

(3) 「3」について

原告らが指摘する基礎資料及び計算方法によると、選挙区間における有権者数の較差が原告らが指摘する数値となることは認める。

なお、本件選挙において、原告らがそれぞれ属する東京都第1区ないし第30区、茨城県第1区ないし第7区、栃木県第1区ないし第5区、群馬県第1区ないし第5区、埼玉県第1区ないし第16区、千葉県第1区ないし第14区、神奈川県第1区ないし第20区、新潟県第1区ないし第5区、山梨県第1区及び第2区、長野県第1区ないし第5区並びに静岡県第1区ないし第8区（以下「本件各選挙区」という。）における選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差は、議員1人当たりの選挙人数が最少の鳥取県第1区を1とした場合、東京都第1区ないし第30区については、順に1.473（第1区）、1.442（第2区）、1.620（第3区）、1.911（第4区）、1.674（第5区）、1.785（第6区）、1.795（第7区）、1.742（第8区）、1.374（第9区）、1.868（第10区）、1.738（第11区）、1.691（第12区）、1.735（第13区）、1.812（第14区）、1.928（第15区）、1.747（第16区）、1.713（第17区）、1.784（第18区）、1.490（第19区）、1.865（第20区）、1.811（第21区）、1.915（第22区）、1.615（第23区）、1.697（第24区）、1.834（第25区）、1.924（第26区）、1.706（第27区）、1.401（第28区）、1.589（第29区）、1.873（第30区）、茨城県第1区

ないし第7区については、順に1. 870 (第1区)、1. 331 (第2区)、
1. 727 (第3区)、1. 178 (第4区)、1. 041 (第5区)、2.
029 (第6区)、1. 442 (第7区)、栃木県第1区ないし第5区につい
ては、順に1. 861 (第1区)、1. 121 (第2区)、1. 052 (第3
区)、1. 578 (第4区)、1. 528 (第5区)、群馬県第1区ないし第
5区については、順に1. 512 (第1区)、1. 455 (第2区)、1. 4
11 (第3区)、1. 302 (第4区)、1. 386 (第5区)、埼玉県第1
区ないし第16区については、順に1. 722 (第1区)、1. 737 (第
2区)、1. 699 (第3区)、1. 739 (第4区)、1. 770 (第5区)、
1. 843 (第6区)、1. 732 (第7区)、1. 861 (第8区)、1.
787 (第9区)、1. 453 (第10区)、1. 495 (第11区)、1.
642 (第12区)、1. 651 (第13区)、1. 789 (第14区)、1.
838 (第15区)、1. 669 (第16区)、千葉県第1区ないし第14区
については、順に1. 955 (第1区)、1. 420 (第2区)、1. 488
(第3区)、1. 815 (第4区)、1. 855 (第5区)、1. 851 (第
6区)、1. 327 (第7区)、1. 611 (第8区)、1. 793 (第9区)、
1. 437 (第10区)、1. 557 (第11区)、1. 670 (第12区)、
1. 866 (第13区)、1. 844 (第14区)、神奈川県第1区ないし第
20区については順に、1. 897 (第1区)、1. 947 (第2区)、1.
993 (第3区)、1. 477 (第4区)、1. 621 (第5区)、1. 68
6 (第6区)、1. 336 (第7区)、1. 826 (第8区)、1. 496 (第
9区)、1. 477 (第10区)、1. 623 (第11区)、1. 838 (第
12区)、1. 668 (第13区)、1. 798 (第14区)、2. 024 (第
15区)、1. 723 (第16区)、1. 981 (第17区)、1. 847 (第
18区)、1. 649 (第19区)、1. 542 (第20区)、新潟県第1区

ないし第5区については、順に1. 606 (第1区)、1. 758 (第2区)、1. 656 (第3区)、1. 577 (第4区)、1. 527 (第5区)、山梨県第1区及び第2区については、順に1. 873 (第1区)、1. 138 (第2区)、長野県第1区ないし第5区については、順に1. 863 (第1区)、1. 681 (第2区)、1. 757 (第3区)、1. 051 (第4区)、1. 219 (第5区)、静岡県第1区ないし第8区については、順に1. 703 (第1区)、1. 660 (第2区)、1. 655 (第3区)、1. 393 (第4区)、1. 953 (第5区)、1. 890 (第6区)、1. 392 (第7区)、1. 694 (第8区)であった(小数点第4位を四捨五入。乙第3号証)。

第3 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、本件各選挙区の選挙人である原告らが、本件選挙における衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第一の規定(以下、後述の改正の前後を通じ、これら衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める規定を併せて「区割規定」といい、特に本件選挙に係る選挙区割りに適用される区割規定を「本件区割規定」といい、同規定の定める選挙区割り自体を「本件選挙区割り」という。)は、人口比例に基づいておらず、区画審設置法3条1項及び憲法に違反し無効であるから、本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効である旨主張して、公職選挙法204条に基づき提起した選挙無効訴訟である。

2 本件の主たる争点

本件の主たる争点は、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったか否かである。

3 原告らの主張の要旨

原告らは、本件選挙は、憲法56条2項、1条、前文第1段落第1文前段、43条1項の要求する「できる限りの一人一票等価値（＝できる限りの人口比例選挙）」に違反し無効である旨主張する（訴状5及び6ページ）。

4 本件の事実経過

(1) 区画審設置法の成立及び当時の同法の内容等

衆議院議員の選挙制度は、平成6年の公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）並びに同法律の一部を改正する平成6年法律第10号及び同第104号により、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。そして、これと同時に成立した区画審設置法において、区画審は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされ（同法2条）、上記改定案を作成するに当たっての基準（以下、後記の区画審設置法の改正の前後を通じて、この基準を「区割基準」という。）として、①各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないこと（同法3条1項）、②各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下、この配当方式を「1人別枠方式」という。）、これに、衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除いた数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすること（同条2項）が定められた（別紙1参照）。

なお、衆議院議員の総定数は、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制が導入された時点では、500人（小選挙区選出議員300人、比例代表選

出議員200人)であったが、その後、480人、475人、465人と一貫して減少している。

(2) 平成11年大法院判決、平成13年判決及び平成19年大法院判決について

その後の各衆議院議員総選挙(平成8年選挙、平成12年選挙及び平成17年選挙)に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所平成11年11月10日大法院判決(民集53巻8号1441ページ。以下「平成11年大法院判決」という。)、同平成13年12月18日第三小法院判決(民集55巻7号1647ページ。以下「平成13年判決」という。)及び同平成19年6月13日大法院判決(民集61巻4号1617ページ。以下「平成19年大法院判決」という。)は、いずれも1人別枠方式を含む区割基準を定める規定及び当時の選挙区割りを定める規定を合憲と判断した。

なお、これら平成11年大法院判決、平成13年判決及び平成19年大法院判決は、いずれも、判決理由中において、当時の区画審設置法3条1項につき、「選挙区間の人口較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきことを基準として定めているのであり、投票価値の平等にも十分な配慮をしていると認められる」などと評価していた。

(3) 平成23年大法院判決について

平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙(平成21年選挙)に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所平成23年3月23日大法院判決(民集65巻2号755ページ。以下「平成23年大法院判決」という。)は、「同条(引用者注:平成24年法律第95号(以下「平成24年改正法」という。))による改正前の区画審設置法3条。以下、平成24年改正法による改正を「平成24年改正」という。)1項は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを

基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえる」と判示して、それまでの最高裁判決と同様、平成24年改正前の区画審設置法3条1項の定める区割基準を肯定的に評価したものの、同条2項の定める1人別枠方式については、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、当時の公職選挙法13条1項、別表第一の規定の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示した。その上で、平成23年大法廷判決は、上記状態を解消するために、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに（中略）1人別枠方式を廃止し、区画審設置法（引用者注：平成24年改正前の区画審設置法）3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」と判示した。

なお、平成21年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2,304であり、高知県第3区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、45選挙区であった（乙第4号証の1）。また、都道府県単位で議員1人当たりの選挙人数の最大較差をみた場合、それは高知県と東京都との間の1対1,978であった。

(4) 平成24年改正法により、区画審設置法から1人別枠方式に係る部分が削除されたこと等

平成23年大法廷判決後、国会において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下、検討が進められた結果、平成23年大法廷判決を踏まえて早急に投票価値の較差を是正するため、平成24年11月16日、小選挙区選出議員の定数について、

0増5減*2を行うこと及び当時の区割基準を定める規定のうち1人別枠方式に係る部分を削除することを内容とする改正法案が、平成24年改正法として成立した（乙第5号証の1・22ないし28ページ、乙第6号証241及び242ページ）。平成24年改正後は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条となり（別紙1参照）、前記(1)①の基準のみが、区画審が小選挙区選挙の選挙区割りの改定案を策定するに当たっての区割基準となった。

なお、1人別枠方式の廃止を含む制度の是正のためには、区画審の審議を挟んで区画基準に係る区画審設置法の改正と選挙区割りに係る公職選挙法の改正という二段階の法改正を要することから、平成24年改正法は、附則において、平成24年改正前の区画審設置法3条2項（1人別枠方式に係る部分）を削除する改正規定は公布日（平成24年11月26日）から施行するものとする（同法附則1条）一方で、選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし（平成24年改正法附則2条）、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを定める改正案の勧告を公布日から6月以内においてできるだけ速やかに行い（同法附則3条3項）、政府がその勧告に基づいて速やかに

*2 各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減ずることをいい、具体的には、議員1人当たりの人口が人口の最も少ない県（鳥取県）を下回っていた福井県、山梨県、徳島県、高知県及び佐賀県の5県の議員数をそれぞれ1減じるものである。これにより衆議院議員の総定数は480人から475人に減少となった。

必要な法制上の措置を講ずべき旨を定めた（同法附則4条）。

(5) 平成24年選挙の施行について

平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日、平成21年選挙と同じ区割規定及びこれに基づく選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（平成24年選挙）が施行された。

なお、平成24年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、高知県第3区と千葉県第4区との間の1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、72選挙区であった（乙第4号証の2）。

(6) 平成25年改正による選挙区割りの改定等について

区画審は、内閣総理大臣に対し、平成25年3月28日、平成24年改正法の附則に規定された区割基準及び当時の区画審設置法3条に基づき、前記(4)の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする選挙区割りの改定案を勧告し（乙第5号証の2・28ないし41ページ、乙第7号証、乙第8号証）、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を盛り込んだ平成24年改正法の改正法案が、平成25年6月24日、平成25年法律第68号として成立した（以下、同法律による改正を「平成25年改正」という。乙第6号証241及び242ページ）。

平成25年改正により、平成22年の大規模国勢調査の結果による選挙区間の最大較差（人口）は2.524倍から1.998倍に縮小された（乙第5号証の2・37、53及び55ページ、乙第6号証242ページ）。

なお、平成24年改正及び平成25年改正に至るまでの間には、地方公共団体等から、人口規模の少ない地方自治体においては住民の声が国に届きにくくなるのではないか、などといった較差の是正に伴う弊害やこれに対する

懸念を述べる意見や、地域住民の一体感の醸成、選挙人の混乱の防止及び選挙事務の円滑かつ適正な執行を図る観点から、選挙区を定めるに際して市区町村の区域を複数の選挙区に分割すること（以下、複数の選挙区に分割された市区町を「分割市区」、「分割市区町」などという。）のないよう求める意見等、様々な意見が出されるなどしていた（乙第9号証の1ないし25）。

(7) 平成25年大法院判決について

平成24年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所平成25年1月20日大法院判決（民集67巻8号1503ページ。以下「平成25年大法院判決」という。）は、結論として、平成24年選挙時において、当時の区割規定の定める選挙区割りが、平成21年選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、平成24年選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたといえることができ、当時の区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない旨判示した。

平成25年大法院判決は、その判決理由中では、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法（引用者注：平成24年改正前の区画審設置法）3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って（中略）議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていた」と判示し、「1人別枠方式の廃止後の本件新区割基準（引用者注：平成28年法律第49号による改正（以下「平成28年改正」という。）前の区画審設置法に基づく区割基準）に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえないことなどを指摘した上で、「国会においては、今後も、新区画審設置法（引用者注：平

成 28 年改正前の区画審設置法) 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示した。

(8) 衆議院選挙制度に関する調査会の設置等

平成 25 年大法廷判決の前後を通じて、国会においては、「選挙制度に関する与野党実務者協議」により選挙制度の改革について各党間の協議が続けられていたが、各党の意見は一致しなかった(乙第 5 号証の 2・32 及び 33 ページ、乙第 10 号証の 6・2 ページ、乙第 11 号証の 1・2 ページ)。

そこで、平成 26 年 6 月 19 日、衆議院に、衆議院議院運営委員会での議決に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として、学識経験者、マスコミ関係者、元最高裁判所判事等を委員とする「衆議院選挙制度に関する調査会」(以下「選挙制度調査会」という。)が設置された。選挙制度調査会に対する諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、衆議院議員定数削減の処理及び一票の較差を是正する方途等(以下「一票の較差の是正等」という。)であり、各会派は、選挙制度調査会の答申を尊重するものとされていた(乙第 6 号証 243 ないし 245 ページ、乙第 12 号証、乙第 11 号証の 1・2 ページ)。

選挙制度調査会においては、平成 26 年 9 月 11 日から同年 11 月 20 日まで、合計 4 回の会合が開かれ、一票の較差の是正等について議論がされた(乙第 10 号証の 1 ないし 4)。

(9) 平成 26 年選挙の施行について

平成 26 年 11 月 21 日、衆議院が解散され、同年 12 月 14 日、平成 25 年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙(平成 26 年選挙)が施行された。

前記(6)のとおり、平成 25 年改正後の選挙区割りにおける選挙区間の最大較差(人口)は、1 対 1:998 となるものとされていたが、平成 26 年

選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、宮城県第5区と東京都第1区との間の1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、13選挙区であった（乙第4号証の3）。

(10) 平成27年大法院判決について

平成26年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所平成27年1月25日大法院判決（民集69巻7号2035ページ。以下「平成27年大法院判決」といい、平成23年大法院判決、平成25年大法院判決及び平成27年大法院判決を併せて「平成23年から平成27年までの各大法院判決」という。）は、平成25年改正後の区割規定の定める選挙区割りについて、投票価値の較差が生じた主な要因が平成24年改正により1人別枠方式が廃止された後の区画審設置法による区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるとして、「このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである」と指摘し、平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるとしつつも、平成26年選挙までの間に是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正及びこれに基づく選挙区割りの改定が行われたということができ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえない旨判示した。その上で、平成27年大法院判決も、平成25年大法院判決と同様、「国会においては、今後も、（中略）衆議院に設置された検討機関（引用者注：選挙制度調査会）において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に

続けられていく必要がある」と判示した。

(11) 選挙制度調査会の答申において、新たな議席配分方式としてアダムズ方式を採用することとされたこと等

選挙制度調査会は、平成27年大法廷判決の前後を通じて、各党の意見を聴取しつつ、一票の較差の是正等について多数回にわたって議論を重ねた。その中で、新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと、③配分の見直しは、10年ごとの大規模国勢調査によること、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすることを確認した上で、都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、⑦比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、⑧選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、⑨都道府県に配分される議席数の増減変動が小さいこと、⑩一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを確認し、具体的な配分方式については、諸外国において採用されている配分方式を含めて総合的に検討された結果、いわゆるアダムズ方式*3を採用する方向で意見が集約されていった（乙第10号証の5ないし17、乙第13号証9ページ）。

そして、選挙制度調査会は、衆議院議長に対し、平成28年1月14日、次の内容の答申をした。すなわち、①衆議院議員の定数を10人削減すること、②都道府県への議席配分をアダムズ方式により行うこと、③都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規

*3 アダムズ方式とは、除数方式という人口比例に基づく配分方式の一つであり、各都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値（小選挙区基準除数）で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式である（乙第13号証4ページ）。同方式は、フランス等、諸外国でも採用されている（同号証11ページ）。

模国勢調査の結果による人口に基づき行うことなどを内容とする答申（以下「本件答申」という。）をした（乙第13号証3及び4ページ）。

本件答申においてアダムズ方式が採用されたのは、選挙制度調査会で確認された上記㊶ないし㊸の各事項を条件として総合的に検討された結果、アダムズ方式が種々の配分方式の中でより望ましいとされたからであった（乙第13号証8ないし11ページ、乙第14号証の4・2、5及び8ページ）。

なお、本件答申に定数削減が含まれたのは、本件答申当時の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯等からすると多いとはいえず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠を見いだし難い一方で、衆議院議員の定数削減が、多くの政党の選挙公約であり、国民との約束としてできる限り尊重されなければならないとされたからであった（乙第13号証3及び4ページ）。

(12) 選挙制度調査会による本件答申後、平成28年改正に至るまでの経緯等

本件答申を受けて、衆議院議長を中心として各党が協議を重ねたが、選挙制度の改革案について全党の合意には至らず、平成28年4月15日には、民進党から「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第25号）」が、自由民主党及び公明党（共同提案）から「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第26号）」が、それぞれ国会に提出された（乙第11号証の1・6ないし10ページ）。

そして、衆議院及び参議院において上記両法律案について審議され、平成28年5月20日、衆法第26号に係る法律案が、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号。以下「平成28年改正法」という。）として成立した（平成28年改正。乙第6号証249ないし252ページ、乙第11号証の1・10ないし20ページ、乙第14号証の1ないし8）。

(13) 平成28年改正法の内容について

平成28年改正法は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決及び本件答申を踏まえ（乙第15号証の2・11ページ）、その本則において、①衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差について、各都道府県の区域内の選挙区の数平成32年（令和2年）以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、アダムズ方式により配分した上で、各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上にならないようにすること*4*5（平成28年改正後の区画審設置法3条1項、2項、4条1項）、②平成37年（令和7年）以降の簡易国勢調査の結果に基づく各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上になったときは、選挙区の安定性を図るとともに較差2倍未満を達成するため、各都道府県の選挙区数を変更することなく、区画審が較差是正のために選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うものとする*6（同区画審設置法3条3項、4条2項。以下、上記①及び②の各内容を含む平成28年改正後の区画審設置法の規定する選挙区割りの改定の仕組みを「新区割制度」という。）、③衆議院議員の定数を10人削減*7すること（平成28年改正後の公職選挙法4条1項）を明確に規定するとともに、平成28年改正法の附則において、㊦平成32年（令和2年）の

-
- *4 平成28年改正前の区画審設置法3条は、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数（最大較差（人口））が2以上とならないようにすることを基本としていた（傍点は引用者。別紙1参照）。
- *5 平成28年改正法では、アダムズ方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10年に1度の大規模国勢調査のみで行うこととされた（乙第6号証249ページ）。
- *6 平成28年改正前の区画審設置法4条2項は、「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、（中略）勧告を行うことができる」としていたが、勧告実施の要件を明確にするとともに、要件が具備された場合には、選挙区間の較差を2倍未満とするため、勧告の実施を義務付けたものである（乙第11号証の2・8及び9ページ）。
- *7 具体的には、衆議院議員の定数を475人から465人に削減し、小選挙区選出議員の定数を289人（295人から6人削減）とし、比例代表選出議員の定数を176人（180人から4人削減）とするもの（公職選挙法4条1項参照）。

大規模国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づき、各選挙区の人口に関し、平成32年見込人口*8を踏まえ、平成32年（令和2年）までの5年間を通じて較差2倍未満となるよう区割りを行うなどの措置を行うこと（平成28年改正法附則2条1項、2条3項）、④小選挙区選挙の定数6減の対象都道府県については、平成27年の簡易国勢調査に基づき、アダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6都道府県とすること（同附則2条2項1号）、⑤平成28年改正法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする（同附則5条）を定めている（乙第6号証249ないし251ページ、乙第11号証の2、乙第15号証の1ないし4）。

(14) 平成28年改正法に基づいて行われた区画審の審議・勧告について

平成28年改正法の成立後、同法附則の規定に従って区画審による審議が行われ、区画審は、関係都道府県知事に対して意見照会を行い、所要の調査審議を経た上で、平成29年4月19日、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告（以下「平成29年勧告」という。）をした（乙第16号証の1及び2、乙第17号証2ないし13ページ）。

平成29年勧告は、平成28年改正法附則に基づき、選挙区数の0増6減を前提に、都道府県間の議員1人当たり人口の最大較差が1.844倍の中で、平成27年の簡易国勢調査に基づく選挙区間の最大較差（人口）を2倍

*8. 平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口に、平成22年の大規模国勢調査から平成27年の簡易国勢調査までの日本国民の人口の増減率を乗じて得た人口をいう（乙第11号証の2・14及び15ページ）。なお、「平成32年見込人口」は、平成28年改正法附則2条3項の条文上の文言であることから、本書面では、改元前の元号表記のまま用いることとする。

未満（1.956倍）とするのみならず、平成32年見込人口に基づく選挙区間の最大較差（人口）も2倍未満（1.999倍）となるように19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった（乙第16号証の1及び2、乙第17号証2ないし13ページ）。

(15) 平成28年改正法附則や平成29年勧告に基づく選挙区割りの改定について、地方公共団体等から様々な意見が寄せられたこと

平成29年勧告の前後において、地方公共団体等からは、国に対し、人口比例のみに偏った選挙制度の改正に疑問を呈する意見や、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査に基づく選挙区割りの改定が控えていることから、区割りの改定を必要最小限とするよう求める意見、選挙人の混乱を防止するとともに選挙事務の円滑かつ適正な執行を図る観点から、選挙区を定めるに際して市区町村の区域を分割しないよう求める意見等、様々な意見が寄せられていた（乙第18号証の1ないし34）。

具体的には、熊本県知事からは、「地方から議席数が減少することは、地方の声が国政に反映されにくくなる恐れがあるほか、現在、国が進めている人口減少社会に歯止めをかける対策や地方創生の流れに逆行する懸念があります。このため、国民が投じる一票の価値に関する議論は、（中略）人口比による水平的な平等と、地方の声が十分に反映される垂直的な平等との均衡がとれている必要があります。」との意見（乙第18号証の1・4ページ）、福島県鏡石町からは、「1票の格差の点については、合区や区割り変更の考え方も理解できるが、国会議員が日本国のために活動するための多くのヒントは、日本全国各地の風土や文化などにも多く隠されていると考える。このような観点から、各地域に均等な選挙区配分と1票の格差にとらわれない選挙制度の確立を要望する」との意見（乙第18号証の1・12ページ）、福島県西郷村からは、「人口のみを判断基準とし選挙を繰り返せば、地方にお

ける議員数の減少は避けられず地方の声がますます届かなくなる」との意見（乙第18号証の1・12及び13ページ、乙第18号証の27）、長崎県知事からは、「前回の区割り改定により佐世保市の一部が4区から3区に分断され、住民の混乱が懸念されておりましたが、実際に分断された地区において、分断後初めて行われた平成26年の衆議院議員選挙における投票率の低下や無効票の増加という傾向が見受けられました」との意見（乙第18号証の1・15ページ）、東京都知事からは、選挙区割りを定めるに際して「1つの区市町村の区域を3分割することは、有権者への周知の困難さに加え、投票所入場券及び選挙公報の区分配布、開票所の3カ所設置の必要性など、結果として選挙の運営に支障をきたす可能性が高いことから行なうべきではない」との意見（乙第18号証の1・8ページ）等、様々な意見が寄せられていた（乙第18号証の1ないし34）。

また、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の各市長を構成員とする九都県市首脳会議からは、「衆議院議員は地域の住民の声を国政に届けるという住民の代表としての性格もあることから、自治体の一体性が損なわれた区割りは、望ましいものではないと考える。（中略）小選挙区の区割りについては、地方分権の観点からも地域の実情や実態を踏まえたものとなるよう、国会で十分に議論すべきである」との意見が表明された（乙第18号証の32の1及び2）。

さらに、指定都市選挙管理委員会連合会からは、分割市区は選挙人に誤解や混乱を招くものであるため、分割市区が解消されるよう改められたい旨の要望が、全国市区選挙管理委員会連合会からは、衆議院小選挙区において、市内を選挙区ごとに複数に分割される市をできる限りなくすよう法改正されたいとの要望が、それぞれ出されていた（乙第18号証の9及び10）。

(16) 平成29年勧告後、平成29年改正に至るまでの経緯

選挙区割りの改定案を内容とする平成29年勧告を受けて、内閣は、平成29年5月16日、平成28年改正法に基づき、同法のうち、0増6減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項を定める法制上の措置として、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平成28年改正法の一部を改正するもの）を国会に提出した（乙第17号証13及び14ページ）。

上記改正法案は、平成29年6月9日、平成29年法律第58号として、自由民主党、民進党、公明党、日本維新の会及び自由党の賛成多数で成立した（以下、上記法律を「平成29年改正法」、同法による改正を「平成29年改正」といい、平成24年改正、平成25年改正、平成28年改正及び平成29年改正を併せて「平成24年以降の各改正」という。乙第17号証13、14及び16ページ、乙第19号証の1ないし4）。

なお、上記改正法案の国会審議に当たっては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、山田美樹委員からは、一票の較差是正を目的とする選挙制度の改正に伴う種々の弊害等が指摘された上で、「一票の較差是正のために（中略）累次の改正を重ねておりますけれども、その結果が、都市部の住民、地方の住民、それぞれの利益にかなっているかどうか、有権者は何を求めているのか、改めて考える時期が来ているのではないか」との指摘（乙第19号証の3・10ページ）がされ、階猛委員からは、「岩手2区は本州では最大の面積を有する小選挙区」であり、「これと同じ面積に達するために、面積の小さい方から幾つ並べると、合計するとこれと同じ面積になる」か算定すると、「104小選挙区」が必要となる（乙第19号証の3・17ページ）、「立候補の自由ないし権利を実質的に保障す

るという観点から、選挙区割りにおいては面積をもっと重視するべきではないか」、「投票権の適切な行使のためには、一票の価値の平等だけではなくて、候補者にアクセスする機会の平等も考慮して選挙区というのは決めなくてはいけないのではないか」、「地方の議席は、一票の較差是正のためにどんどん減らざるを得ない。議席が減るとともに、一選挙区当たりの面積はどんどん拡大していかざるを得ない。こういったことになりますと、(中略) 地方に住む有権者が議員にあるいは候補者にアクセスすることは困難となって、その声が伝えにくくなります。声が仮に届いたとしても、議席配分が地方では少なくなってしまうために、多数決原理の国会審議のもとではなかなか国政にその声が反映されにくい。こういうダブルでの地方の声が反映されにくい状況がどんどん強まってくると思います。」との指摘(乙第19号証の3・18ページ)がされるなどした(国会審議の状況については、乙第17号証16ないし19ページも参照)。

(17) 平成29年改正の内容、同改正後の最大較差

平成29年改正法は、一票の較差を是正するため、平成29年勧告どおり、衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの改定を19都道府県97選挙区において行うこと等を内容とするものであった(乙第17号証13及び14ページ、乙第20号証の1ないし5)*9。

平成29年改正により、平成27年10月1日を調査時とする簡易国勢調査による日本国民の人口(ただし、国勢調査の総人口から、外国人人口を除いた人口。平成27年以降の国勢調査につき同じ。乙第21号証)における

*9 小選挙区選挙選出議員の定数は、平成28年改正の0増6減を前提としているため、平成27年の簡易国勢調査による日本国民の人口に基づき、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県及び鹿児島県で、それぞれ選挙区の数が増減となる結果、289人となるものであった(前掲注7も参照)。

各都道府県間の議員 1 人当たり人口の最大較差は、1.844 倍となり、また、選挙区間の最大較差（人口）は、平成 29 年改正による区割りの改定の前後で、宮城県第 5 区と北海道第 1 区との 2.176 倍から鳥取県第 2 区と神奈川県第 16 区との 1.956 倍にまで縮小（較差（人口）が 2 倍以上の選挙区は 32 選挙区から 0 選挙区に縮小）された。

その一方で、分割市区町は、従前の 88 から 17 増加して 105 となった（乙第 20 号証の 6）。

なお、分割市区町は、平成 8 年当時は 29 選挙区 15 市区、平成 14 年当時も 32 選挙区 16 市区であったが、平成 23 年大法廷判決後の平成 25 年改正当時には、116 選挙区 88 市区町となり、さらに、平成 27 年大法廷判決後の平成 29 年改正当時には、138 選挙区 105 市区町にまで増加した（乙第 20 号証の 6）。

これに対し、地方公共団体等からは、平成 29 年改正後も、同改正について、選挙人の混乱、選挙事務負担の増大、地域の一体感の低下、投票率の低下や無効票の増加を懸念する声等、投票価値の較差の是正に伴う様々な弊害等に関する意見等が出された（乙第 22 号証の 1 ないし 11、乙第 23 号証の 1 ないし 13）。例えば、松山市からは「一票の格差是正は必要であると考えるが、本市の一部について、地域事情を考慮せず、一方的かつ原則を無視して分割したことは、誠に遺憾であり断固として受け入れがたいものである。（中略）区割り改定法の再考と単に人口比例配分だけではなく、行政、地勢、交通、歴史的沿革など地域の実情を踏まえた選挙制度の抜本的な見直しを強く要望する」との意見が出され（乙第 22 号証の 9）、平成 29 年改正により定数が減った熊本県からも「地方から議席数が減ると地方の声が国政に反映されにくくなる恐れがあり、地方創生の流れに逆行する懸念がある」（乙第 23 号証の 2）との指摘があったほか、「人口のみを以って議員を配

分すれば政策においても、大都市圏の食料、水道用水、電気等を供給する地方は、冷遇の憂き目にあい過疎自治体の消滅を加速させることは明らか」(乙第22号証の1ないし3)との意見もあり、行政区画を分割する区割りの改定に疑問を呈する有権者の具体的な声(乙第23号証の3及び7)も報じられたところであった。

(18) 平成29年選挙の施行について

平成29年9月28日、衆議院が解散され、同年10月22日、平成29年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙(平成29年選挙)が施行された。

平成29年選挙当日における選挙区間の最大較差(選挙人)は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対1.979であり、鳥取県第1区と比べて較差(選挙人)が2倍以上となっている選挙区は存在しなかった(乙第4号証の4)。

(19) 平成30年大法院判決について

平成29年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所平成30年12月19日大法院判決(民集72巻6号1240ページ。以下「平成30年大法院判決」という。)は、平成29年改正後の選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできないと判示した。

平成30年大法院判決は、その理由中において、アダムズ方式を導入した平成28年改正やその後の平成29年改正について、「平成32年に行われる国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた」ものであると評価し、「本件選挙(引用者注:

平成29年選挙) 当時においては、新区画審設置法(引用者注:平成28年改正後の区画審設置法) 3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといえることができる」とした上で、「平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる」と判示した。

(20) 平成29年選挙後、令和3年選挙施行までの状況

平成29年改正後の選挙区割りについては、平成29年選挙の施行後も、地方公共団体等から、分割市区町の解消等区割りの見直しを求める意見が寄せられていた(乙第24号証の1ないし7)。具体的には、例えば、指定都市選挙管理委員会連合会からは、「平成29年の見直しにおいては、一票の格差是正のみが行われた結果、分割区が全国的に増加する一方で、極端な例として選挙人名簿登録者数が10人に満たない投票区すら解消されずに残されたままとなっている。このような状況は、選挙人に誤解や混乱を招くとともに、ひいては、政治への無関心や投票率の低下にもつながりかねないものであり、また、投開票事務を複雑化し、効率化を阻害する要因である」との意見が表明され(乙第24号証の5)、全国市長会からも、同様に、「都市自治体内において衆議院小選挙区が分割されていることにより、地域の一体感の阻害、選挙事務の非効率などを招いていることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと」が提言され(乙第24号証の6)、平成29年改正により定数が減ることとなった熊本県の日田市議会からは、「今回の改正公職選挙法で議席を減らした地方では、少子高齢化による人口減少が進み、「アダムズ方式」による見直しでは、更なる議席の削減や選挙区の区割りの見直しが懸念される」との意見が表明される(乙第24号証の1)などした。

(21) 令和3年選挙の施行について

令和3年10月14日、衆議院が解散され、同月31日、平成29年選挙時と同じ平成29年改正後の選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（令和3年選挙）が施行された。

平成29年改正以降、区割規定に関する法改正はされておらず、令和3年選挙時の区割規定は、平成29年選挙時の区割規定と同一のものであった。

令和3年選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、鳥取県第1区と東京都第13区との間の1対2.07.9であり、鳥取県第1区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、29選挙区であった（乙第4号証の5）。

(22) 令和5年大法院判決について

令和3年選挙に関する選挙無効訴訟において、最高裁判所令和5年1月25日大法院判決（民集77巻1号1ページ。以下「令和5年大法院判決」という。）は、平成29年改正後の選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということとはできないと判示した。

令和5年大法院判決は、その理由中において、「新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割り（引用者注：平成29年改正後の選挙区割り）の下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中では是正されることが予定されているといえることができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法院判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わ

せるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。」とした上で、「本件選挙（引用者注：令和3年選挙）当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれないし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。」と判示した。

(23) 令和3年選挙施行後、本件選挙施行までの状況

令和3年選挙に先立つ令和3年6月25日に令和2年実施の大規模国勢調査の結果（速報値）が官報で公示されたことを受け、区画審は、令和3年7月2日から区割改定案に係る審議を開始した。令和3年選挙施行後である同年12月14日には、現行の区割りや区割改定案の作成等について、区画審から都道府県知事に対する意見照会が発出された。これに対し、令和4年1月には各都道府県知事から意見が寄せられ、多数の知事から、分割市区町の創出を回避し、その解消を求める意見が述べられた。具体的には、例えば、宮城県知事からは「今回の改定においては、仙台市太白区及び大崎市の分割を解消するとともに、一の市区町村の区域を複数選挙区に新たに分割しないようお願いしたい。また、住民生活と密接な関わりを有している郡の区域や広域圏についても、分割がなされないよう御配慮をお願いしたい。」との意見、群馬県知事からは「本県では、平成の市町村合併後、高崎市、桐生市、太田市、渋川市及びみどり市の5市が、それぞれ2つの小選挙区に分割された状態となっている。これにより、市の一体感の阻害、選挙人の混乱、選挙事務の繁雑化などの弊害が生じていることから、該当各市からも、早期の分割解消が要望されている。本県としても、今回の改定案に沿って、分割を解消する方向で区割りの改定を行うよう、強く要望する。」との意見、東京都

知事からは「現行の選挙区は、区市町村の区域を分割する際に当該区市町村の意見が反映されず、町会が分断されて二つの選挙区にまたがるなど、地域コミュニティの一体性への配慮がなされていない区割りが散見される。区市町村の区域を分割せざるを得ない場合は、地域コミュニティが分断されることのないよう、都及び関係区市町村の意見を尊重すること」との意見、長崎県知事からは「現在分割が生じている長崎市及び佐世保市の分割を解消するとともに、新たな分割を行わないことを求めます。」との意見がそれぞれあった。区画審は、令和4年2月21日に区割改定案の作成方針を取りまとめたが、この作成方針には、上記のとおり、各都道府県知事から分割市区町の解消を望む意見が多数寄せられたこと等を踏まえ、市（指定都市では行政区）区町村の区域は一定の基準に当てはまらない限り分割しないこととする旨の内容が含まれていたほか、令和3年選挙における当日有権者数において較差2倍以上となっている選挙区が生じていたことから、行政区画に併せ地勢、交通、人口動向、改定に係る市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するに当たり、令和3年選挙における当日有権者数において較差2倍以上となっている選挙区が生じていた状況をも考慮するなどといった内容も含まれていた。その後、かかる作成方針を踏まえ、区画審は、所要の調査審議を経た上で、区割改定案（以下「本件区割改定案」という。）を取りまとめ、令和4年6月16日、内閣総理大臣に対して本件区割改定案の勧告（以下「本件勧告」という。）を行った。本件区割改定案は、アダムズ方式を適用して初めて選挙区の区割りの見直しを図ったもので、概要、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び愛知県で定数を合計10増加させ（東京都は5増、神奈川県は2増、埼玉県、千葉県及び愛知県は各1増）、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県及び長崎県で定数を合計10減少させるとともに（各1減）、上記の都県を

含む25都道府県の合計140の選挙区において区割りを改め、令和3年選挙における当日有権者数を基準としても、較差が2倍未満となるように作成されたものであった（乙第2号証12ないし28ページ、乙第25号証、乙第26号証の1及び2、乙第27号証の1、乙第28号証の1）。

本件勧告を受け、本件勧告（本件区割改定案）の内容のとおり小選挙区の区割改定を行うこと等を内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同法律案は、令和4年11月18日に公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号。以下「令和4年改正法」といい、令和4年改正法による改正を「令和4年改正」という。）として可決・成立した。令和4年改正により、令和2年10月1日を調査時とする大規模国勢調査による日本国民の人口（令和3年11月30日公表に係る確定値（乙第28号証の2、乙第29号証の1及び2）による。以下、令和2年の大規模国勢調査の結果は、いずれも確定値に基づく。）を基準とした各都道府県間の議員1人当たり人口の最大較差は1.697倍となり、また、選挙区間の最大較差（人口）は、令和4年改正による区割りの改定の前後で、鳥取県第2区と東京都第22区との2.096倍から、鳥取県第2区と福岡県第2区との1.999倍に縮小（較差（人口）が2倍以上の選挙区は23区から0区に縮小）された。そして、平成29年改正後の選挙区割りにおいては、分割市区町が105あったところ、令和4年改正により、その数は32市区に減少した（乙第2号証28ないし37ページ、乙第27号証の2ないし5、乙第30号証の1ないし4）。

(24) 本件選挙の施行について

令和6年10月9日、衆議院が解散され、同月27日、本件選挙区割りの下で、衆議院議員総選挙（本件選挙）が施行された。

本件選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は、鳥取県第1区と

北海道第3区との間の1対2、0.59であり（なお、本件選挙までの最大較差の推移については別紙2参照）、鳥取県第1区と比べて較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区は、10選挙区であった（乙第3号証）。

第4 被告の主張

1 被告の主張の要旨

被告の主張は、後記2以下において詳述するが、その要旨は次のとおりである。

(1) 衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟における区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性の判断枠組みについて（後記2）

憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

そのため、国会において小選挙区制度における具体的な選挙区割りや、その前提となる区割規定を定めるに当たっては、投票価値の平等を最も重要な基本的な基準としつつも、較差という客観的かつ形式的な数値だけでなく、当該較差の数値の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因等も含めて種々の政策的考慮要素を総合的に考慮した上で、国政遂行のための民意の的確な反映の実現と、投票価値の平等の要請との調和を図ることが求められるが、選挙制度の仕組みの決定については国会の広範な裁量に委ねられていることから、これらの調和が保たれる限り、当該選挙制度の仕組みを決定したことが、国会の合理的な裁量の範囲を超えるということにはならないというべきである。

したがって、選挙制度の憲法適合性は、以上のような国会に与えられた裁

量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになる。すなわち、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、憲法の投票価値の平等の要求に反するため、国会に認められる裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになると解すべきである。

(2) 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと（後記3）

前記(1)の判断枠組みの下で、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、違憲状態に至っているか否かについて見ると、新区割制度は、投票価値の平等の要請を、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現させるとともに、これを安定的に継続させることのできるものであるから、合理的なものであるといえることができる。また、新区割制度の整備は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に対して求めてきた立法措置の内容に適合するものであって、新区割制度が合理性を有することは、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も肯定しているところである。

このように合理性の認められる新区割制度により改定された選挙区割りについては、原則として憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえず、選挙区間の較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情があるときに初めて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものというべきである。

しかし、新区割制度により改定された本件選挙区割りについて、上記のような事情があるといえることはできない。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、憲法の投票価値の

平等の要求に反する状態に至っていたということとはできない。

- (3) 仮に違憲状態にあったとの評価をすることとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないこと（後記4）

令和5年大法院判決は、令和3年選挙当時の選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえない旨判断している。本件選挙は、令和5年大法院判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であり、令和3年選挙施行後には、較差の是正のために令和4年改正が実施されていることも考慮すれば、仮に何らかの理由により本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたとしても、国会において、そのことを認識すべき契機が存在したとはいえず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

したがって、仮に本件選挙区割りが違憲状態に至っていたとしても、国会が、憲法上要求される合理的期間にその是正をしなかったということとはできない。

2 衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟における区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性の判断枠組みについて

衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟では、区割規定及びそれに基づく選挙区割りの合憲性に係る判断枠組みとして、これまでの最高裁の累次の判例によって、①選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下「違憲状態」という。）に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったとして区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③区割規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か（いわゆる事情判決とするか否か）、という枠組みが示されてきており（最高裁昭和51年4月14日大法院判決・民集3

0 卷 3 号 2 2 3 ページ（以下「昭和 5 1 年大法廷判決」という。）、同昭和 5 8 年 1 1 月 7 日大法廷判決・民集 3 7 卷 9 号 1 2 4 3 ページ（以下「昭和 5 8 年大法廷判決」という。）、同昭和 6 0 年 7 月 1 7 日大法廷判決・民集 3 9 卷 5 号 1 1 0 0 ページ（以下「昭和 6 0 年大法廷判決」という。）、同平成 5 年 1 月 2 0 日大法廷判決・民集 4 7 卷 1 号 6 7 ページ（以下「平成 5 年大法廷判決」という。）、平成 1 1 年大法廷判決、平成 1 9 年大法廷判決、平成 2 3 年から平成 2 7 年までの各大法廷判決）、平成 3 0 年大法廷判決及び令和 5 年大法廷判決も、同様の判断枠組みを採用していると思われる（日置朋弘・最高裁判所判例解説民事篇（平成 3 0 年度）4 4 6 ページ、山本拓・法曹時報 7 6 卷 5 号 1 4 1 1 ページ）。

以下、議論の前提として、本件における主たる争点である前記①の点について、累次の最高裁大法廷判決が採用してきた考え方を確認する。

- (1) 選挙制度の決定は国会の広範な裁量に委ねられており、憲法の投票価値の平等の要求は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準となるものではないこと

憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要請していると解される。

しかしながら、他方で、憲法は、両議院の議員の選挙について、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は、法律で定めるものと規定し（4 3 条 2 項、4 7 条）、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるためにどのような選挙制度を採用するかを国会の広範な裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。

そうすると、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するものではないと解すべきである（昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、昭和60年大法廷判決、平成5年大法廷判決、平成11年大法廷判決、平成19年大法廷判決、平成23年から平成27年までの各大法廷判決、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決のほか、参議院議員選挙に関するものではあるが、最高裁判所平成29年9月27日大法廷判決・民集71巻7号1139ページ、同令和2年11月18日大法廷判決・民集74巻8号2111ページ及び同令和5年10月18日大法廷判決・民集77巻7号1654ページ等参照）。

- (2) 国会は、都道府県への議席の配分や区割規定を含む選挙制度の決定に際して、投票価値の較差の背後にある選挙制度の仕組みや当該較差を生じさせる要因など憲法の投票価値の平等の要求以外の種々の要素を考慮することができること

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち議席の配分及び選挙区割りの決定に際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められている。他方で、前記(1)のとおり、憲法の投票価値の平等の要求は、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の決定については、憲法上、国会の広範な裁量に委ねられているのであるから、議席の配分及び選挙区割りの決定に際しては、投票価値の平等の要請以外の種々の要素も、合理性を有するものである限り、国会において考慮することが許容されていると解される。すなわち、国会は、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化

した市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するために必要な種々の要素を適切に考慮することが許容されていると解される（平成5年大法院判決、平成11年大法院判決、平成19年大法院判決、平成23年から平成27年までの各大法院判決、平成30年大法院判決及び令和5年大法院判決）。

そして、国会は、選挙制度の是正の方法についても幅広い裁量権を有しているところ、例えば、投票価値の較差の観点から特定の選挙制度を是正する場合には、投票価値の較差の背後にある選挙制度の仕組みや、当該較差を生じさせる要因、当該選挙制度の是正に伴う問題点及びその解決策等についても考慮しなければならないのであるから、選挙制度の是正に際し、そのような要素を考慮することも当然許容されていると解される。

したがって、国会がこれらの諸要素を踏まえて区割規定を含む選挙制度を決定することは、憲法の投票価値の平等の要求との調和が保たれる限り、国会の合理的な裁量の範囲を超えるものではないというべきであり、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、憲法の投票価値の平等の要求に反するため、国会に認められる裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に初めて憲法に違反することになるものと解すべきである（昭和51年大法院判決、昭和58年大法院判決、昭和60年大法院判決、平成5年大法院判決、平成11年大法院判決、平成19年大法院判決、平成23年から平成27年までの各大法院判決、平

成30年大法院判決、令和5年大法院判決)*10。

この点、原告らは、本件選挙は、「選挙区間の最大人口較差が2.054倍」に及んでいるから、憲法56条2項、1条、前文第1段落第1文前段及び43条1項が要求する「できる限りの一人一票等価値（＝できる限りの人口比例選挙）」に違反するものであり、上記各条項等に違反し、無効であると主張する（訴状5及び6ページ）。しかしながら、上記のとおり、憲法は、できる限り投票価値が平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているが、一方で、選挙制度の決定について国会の広範な裁量に委ね、議席の配分及び選挙区割りの決定に際し、合理性を有するものであれば、投票価値の平等以外の種々の要素を考慮することを許容しているのであり、累次の最高裁大法院判決も、区割規定の憲法適合性の判断に当たり、このような理解に立って、上記投票価値の平等が、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものとしている。したがって、原告らの主張は、投票価値の平等を要求する憲法の理解を誤るものであり、累次の最高裁大法院判決の立場とも相いれず、理由がない。

3 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票

*10 昭和51年大法院判決、昭和58年大法院判決、昭和60年大法院判決及び平成5年大法院判決では、違憲状態となる場合について、「具体的に決定された選挙区割りや議員定数の配分の下における選挙人の有する投票価値に不平等が存在し、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素を斟酌してもなお、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、上記のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えていると推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、選挙区割り等が憲法の投票価値の平等に反する状態にある」などと判示されていた。平成11年大法院判決以降の各大法院判決では、上記判示の文言はなくなり、本文記載のとおりとなったが、平成11年大法院判決においても、同文言の部分に昭和51年大法院判決等が引用されていることから、平成11年大法院判決以後の本文記載の判断枠組みとそれ以前の判断枠組みは、基本的に同じ趣旨のものと解される。

価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと

前記 2 の判断枠組みの下で、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、違憲状態に至っているか否かについて見ると、以下のとおり、本件選挙区割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。

(1) 新区割制度は、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現するとともに、これを安定的に継続することのできる合理性を有するものであり、新区割制度の整備は、平成 23 年から平成 27 年までの各大法廷判決が繰り返し国会に求めてきた立法措置の内容に適合するものであって、平成 30 年大法廷判決及び令和 5 年大法廷判決もその合理性を肯定していること

ア 新区割制度が合理性のあるものであること

前記第 3 の 4 (13) のとおり、新区割制度は、区画審が、令和 2 年以降 10 年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県の区域内の選挙区の数のアダムズ方式により配分して、選挙区間の最大較差（人口）が 2 倍以上にならないように調整した選挙区割りの改定案を作成した上で、内閣総理大臣に勧告し、また、令和 7 年以降の簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の最大較差（人口）が 2 倍以上になったときも、区画審が、各都道府県の選挙区数を変更することなく、選挙区間の最大較差（人口）が 2 倍以上にならないように調整した選挙区割りの改定案を作成した上で、内閣総理大臣に勧告することとして、選挙区間の最大較差（人口）が 2 倍以上とならないようにするものである。こうした新区割制度は、以下のとおり、選挙区割りの改定の仕組みとして合理性のあるものである。

(7) 各都道府県の区域内の選挙区の数についてアダムズ方式が採用されたことには十分な合理性があること

アダムズ方式は、前記第3の4(11)のとおり、除数方式という人口比例に基づく配分方式の一つであって、フランス等の諸外国でも採用されている配分方式である。

本件答申において議席の配分方式としてアダムズ方式が採用されたのは、前記第3の4(11)のとおり、選挙制度調査会において、新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと、③配分の見直しは、10年ごとの大規模国勢調査によること、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすることを確認した上で、都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、⑦比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、⑧選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、⑨都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、⑩一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であることを確認し、諸外国において採用されている配分方式を含めて種々の配分方式について総合的に検討された結果、アダムズ方式が種々の配分方式の中でより望ましいものとされたからである(乙第11号証の2・7ページ)。

このことは、アダムズ方式が採用された平成28年改正法の法案に係る国会審議の参考人質疑において、選挙制度調査会の座長(佐々木毅氏)から、議席配分方式の選択について、前記⑦ないし⑩の条件を加味し、様々な配分方式を比較衡量した結果として、アダムズ方式を提案するに至ったことの説明がされ(乙第14号証の4・2ページ)、さらに、同国会審議において、法案の提案者からも、「アダムズ方式には、まず、人口比例的な配分方式であるということ、都道府県間の一票の較差を小さくするものであること、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、

そして、「一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であること等の長所があると申し上げたいと存じます。」と説明されていることからして明らかである（乙第14号証の1・13ページ）。

このように、アダムズ方式は、行政区画等の国会において正当に考慮できる諸般の事情をも総合的に考慮しつつ、投票価値の平等の要請をこうした事情と調和的に実現することができるものであり、新区割制度においてアダムズ方式が採用されたことには十分な合理性があるといえる。

- (4) 区画審による選挙区割りの改定案の作成が10年又は5年の間隔で行われるものとされていることには十分な合理性があること

区画審は、選挙区割りの改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものである（区画審設置法2条）が、新区割制度においては、区画審による選挙区割りの改定案の作成は、選挙制度の安定性の要請等を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行い、また、簡易国勢調査の結果、最大較差（人口）が2倍以上となったときにも、都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数を変更しない範囲で行うものとされている（乙第13号証4ページ）。

選挙区割りの改定については、市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状况等についても適切に考慮する必要がある、そのためには一定の時間が必要であるから、短期間に選挙区割りの改定を繰り返すことは技術的に困難である上、選挙区の変更等に伴う有権者の投票行動や候補者、政党の政治活動等への影響を考慮し、選挙区あるいは選挙制度の安定性の確保の要請を勘案すると、ある程度の期間を置いて改定を行う仕組みとすることは不可欠で

ある。

そして、衆議院小選挙区の選挙区割りの改定については、従来、①国勢調査人口は人口の把握そのものを目的として統計法等に基づき国が全国一斉に行う実地調査による人口であり、確度が高いこと、②衆議院議員の定数配分については、大正14年の衆議院議員選挙以来一貫して国勢調査人口を基準として行われていること、③議員の定数配分については、ある程度の安定性を要することなどの理由を踏まえ、国勢調査ごとに行う仕組みとされており（乙第19号証の3・2及び3ページ）、このような仕組みは、憲法上の投票価値の平等の要求に応えるものといえる。

以上のような理由から、新区割制度においては、制度の安定性を勘案して、選挙区の見直しは、原則として、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づいて実施されるべきものとしつつ、1票の較差是正の観点から、大規模国勢調査の実施から5年目に実施される簡易国勢調査の結果、最大較差（人口）が2倍以上となったときにも、都道府県への議席配分の変更を行わない必要最小限の範囲内で見直しをすることとしているのであって、このような10年又は5年単位という期間設定には、十分な合理性がある。

(ウ) 選挙区割りの改定に当たって、選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満とするものとしていることには合理性があること

新区割制度においては、選挙区割りの改定に当たり、選挙区間の最大較差（人口）は2倍未満とするものとされているところ、国会が正当に考慮できる事情も考慮しつつ、選挙区間の投票価値の較差を2倍未満から更に大幅に縮小させることには、以下のとおり、①都道府県への議席配分段階における制約及び②都道府県内における個々の選挙区割りの決

定の段階における制約があり、これらの制約の存在からすれば、2倍未満という数値が用いられていることには十分な合理性がある。

a まず、①都道府県への議席配分段階における制約について見ると、令和2年に実施された大規模国勢調査の結果（以下は、日本国民の人口に関する結果に基づく。）によれば、都道府県別の人口が最も少ない鳥取県の人口は54万9097人であるのに対し、全国の人口は1億2374万3639人である（乙第28号証の2・1及び5ページ）。そのため、仮に鳥取県の選挙区を1とした場合、都道府県別の議席配分段階で投票価値の較差を1倍に近づけようとするためには、他の都道府県の人口が鳥取県の人口の整数倍であることを前提としたとしても、小選挙区選出議員の定数を約225（ $1\text{億}2374\text{万}3639 \div 54\text{万}9097 \div 2 \approx 225$ ）とすることが求められることとなる。他方で、仮に鳥取県の選挙区を2とした場合、都道府県別の議席配分段階で投票価値の較差を1倍に近づけようとするためには、他の都道府県の人口が鳥取県の人口の2分の1の整数倍であることを前提としたとしても、小選挙区選出議員の定数を約451（ $1\text{億}2374\text{万}3639 \div (54\text{万}9097 \div 2) \approx 451$ ）とすることが求められることとなる。さらに、上記のような都道府県の人口に関する前提なしに、実際の都道府県の人口を基に試算した場合、都道府県間の議員1人当たりの人口の較差を1.2倍未満までに縮小するためには、小選挙区選出議員の定数を1000人程度まで増加させる必要があると試算されているところである（乙第31号証9及び10ページ）。

ところが、現行の選挙制度における衆議院議員の小選挙区選出議員の定数は289人であり（公職選挙法4条）、上記の約225人、約451人又は約1000人とは大きく異なっており、また、各都道府

県の人口は、当然、鳥取県の人口やその2分の1の数の整数倍にはなっていないため、都道府県別の議席配分段階で、議員1人当たりの人口について都道府県間で相当程度の較差が生じることは避けられないところである。

このように、投票価値の較差の是正には、小選挙区選出議員の定数等に照らして、都道府県別の議席配分段階から大きな制約があり、また、このような較差是正上の問題について、同定数を大幅に増加させることにより解決することも事実上困難であるといえる*11。

b また、②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における制約について見ると、各都道府県内における個々の選挙区割りを定めるに際しては、市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状况等についても適切に考慮する必要がある。そして、この点については、前記第3の4(15)、(17)、(20)及び(23)のとおり、地方公共団体の行政、住民構成、交通事情及び地理的状况等について通曉する地方公共団体の首長等から、国会や区画審に対し、様々な意見が出されていたところである（乙第18号証の1ないし34、乙第22号証の1ないし11、乙第23号証の1ないし13、乙第24号証の1ないし7、乙第25号証）。そのため、個々の選挙区間における投票価値の較差は、都道府県別の議席配分時の較差から更に相当程度増大することは避けられず、現に、選挙区間における投票価値の較差は、都道府県別の議席配分後、個々の選挙区割りを定めるに際しても相当程度増大しているところである。

*11 この点、前記第3の4(1)のとおり、衆議院議員の定数は、平成6年に現行の小選挙区比例代表並立制が導入された後、500人、480人、475人、465人と減少している。

c したがって、小選挙区選挙における選挙区間の較差の是正には小選挙区選出議員の定数が一定であることなど種々の制約があるから、新区割制度において、選挙区割りの改定に当たって、選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満とするものとされていることについては十分な合理性がある。

(I) 小括

以上のとおり、新区割制度において、アダムズ方式が採用されていること、区画審による選挙区割りの改定案の作成が10年又は5年の間隔で行われるものとされていること、選挙区割りの改定に当たって、選挙区間の最大較差（人口）を2倍未満となるようにするものとされていることにはいずれも十分な合理性があり、新区割制度は、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現するとともに、これを安定的に継続することのできるものであって、合理的なものであるということが出来る。

イ 新区割制度の整備は、違憲状態を指摘してきた平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に求めていた立法的措置の内容に適合するものであり、新区割制度の合理性は平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も肯定していること

(7) 平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に求めていた立法措置の内容

平成23年から平成27年までの各大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項や平成28年改正前の区画審設置法3条（諸般の事情を総合的に考慮して、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とする規定）について、一貫して、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価し、そ

の趣旨に沿った立法的措置を求めてきた。すなわち、前記第3の4(3)、(7)及び(10)のとおり、平成23年大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項について、「選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをする 것을基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといふことができる。」と評価した上で（民集65巻2号779ページ）、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに（中略）1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」と指摘していた（同782ページ）。また、平成25年大法廷判決も、平成28年改正前の区画審設置法3条が投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであることを前提に、平成24年選挙当時の選挙制度について、「全体として新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえない」と指摘した上で（民集67巻8号1525ページ）、「国会においては、今後も、新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示していた（同1526ページ）。さらに、平成27年大法廷判決も、平成25年大法廷判決と同様に、平成28年改正前の区画審設置法3条の合理性を前提に、平成26年選挙において「このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れといふべきである」と指摘した上で（民集69巻7号2059ページ）、「国会

においては、今後も、（中略）新区画審設置法（引用者注：平成28年改正前の区画審設置法）3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要がある」と判示していた（同2063ページ）。

このように、平成23年から平成27年までの各大法廷判決は、平成24年改正前の区画審設置法3条1項の合理性や平成28年改正前の区画審設置法3条の合理性を前提として、これらに基づく各選挙が施行された時点における選挙区間の最大較差が2倍以上に達していること及び2倍以上の較差が生じている選挙区数等に言及した上で、これらの較差が生じた主たる要因として1人別枠方式による議席配分や同廃止後の新区割制度に基づく議席配分がされていないことなどを指摘し、当該区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判示するとともに、国会に対し、平成24年改正前の区画審設置法3条1項あるいは平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿った立法的措置を講じることを求めてきたものということができる。

そして、平成24年改正前の区画審設置法3条1項や平成28年改正前の区画審設置法3条は、行政区画、地勢、交通等の諸般の事情を総合的に考慮して、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りすることを基本とする規定であるから、平成23年から平成27年までの各大法廷判決は、国会において、1人別枠方式を廃止する措置を施し、さらに、上記のような諸般の事情を総合的に考慮した上、選挙区間の最大較差が2倍未満となるような措置を講じること、すなわち、平成24年改正前の区画審設置法3条1項あるいは平成28年改正前の区画審設置法3条の趣旨に沿った立法的措置を講じることを、憲法が予定する司法権と立法権との関係に照らして立法府に求められる責務と位置づ

けていたものということができる*12。

- (イ) 新区割制度の整備により平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に求めていた立法的措置の内容が実現されており、新区割制度が合理性を有するものであることは平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も認めていること

新区割制度は平成24年改正及び平成28年改正により整備されたものであるところ、平成24年改正は、前記第3の4(3)及び(4)のとおり、2倍以上の較差の選挙区を出現させ、これを増加させる主要な要因であって、速やかに廃止されるべきであると平成23年大法廷判決が指摘していた1人別枠方式を廃止したものであり(乙第5号証の1・22ないし28ページ、乙第6号証241ないし243ページ)、また、平成28年改正は、前記第3の4(13)のとおり、小選挙区選挙における都道府県別の議席配分方式として人口比例方式のうちからアダムズ方式を採用するとともに、平成25年大法廷判決や平成27年大法廷判決がその趣旨に沿った立法的措置を求めていた平成28年改正前の区画審設置法3条の規定について、「を基本」との文言を削除するなどして(別紙1

*12 平成25年大法廷判決は、「裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しており、上記の判断枠組みのいずれの段階においても、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。換言すれば、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組み(引用者注：本文第4の2冒頭で述べた①ないし③の三段階の判断枠組み)の各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①の段階(引用者注：本文第4の2で述べた判断枠組み中、①違憲状態か否かを審査する段階)において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負う」と判示している(民集67巻8号1522及び1523ページ)。同様の判示は、平成27年大法廷判決でもされている。

参照、乙第11号証の2・5ページ、乙第15号証の2・1ページ、乙第15号証の3・1ページ)、区画審設置法2条に基づいて作成され、内閣総理大臣に勧告される改定案において、各選挙区間の最大較差(人口)が2倍以上とならないように厳格化したものである(乙第11号証の2、乙第15号証の1ないし3)。このように、平成24年改正及び平成28年改正の内容は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に求めていた立法的措置に沿ったものであり、当該立法的措置は、平成24年改正及び平成28年改正による新区割制度の整備によって実現されたものといえる。

そして、新区割制度については、平成30年大法廷判決において、「平成28年改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するというべきであ」と判示され(民集72巻6号1269ページ)、令和5年大法廷判決においても、「このような制度(引用者注：新区割制度)に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであ」と判示されており(民集77巻1号21及び22ページ)、新区割制度が合理性のあるものであることは、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も肯定している。

(2) 新区割制度により改定された本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないこと

ア 新区割制度により改定された選挙区割りは、投票価値の較差が拡大しても、制度の合理性を失わせるほど著しい較差を生じさせているなどの特段の事情のない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないこと

前記(1)のとおり、新区割制度は、投票価値の平等を基本としつつも、

都道府県を細分化した市区町村を基本的な単位とし、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况といった民意の的確な反映を実現するために必要な種々の要素を総合考慮した上で、選挙区の区割りを決定する仕組みとして合理性を有するものである。このように新区割制度に合理性が認められるのであるから、新区割制度により改定される選挙区割りについては、投票価値の較差の拡大が見られるとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないというべきである。

この点につき、令和5年大法院判決は、前記第3の4(22)のとおり、「新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割り（引用者注：平成29年改正後の選挙区割り）の下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中では是正されることが予定されているといえることができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法院判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものといえることはできない。」と判示し、新区割制度の下で投票価値の較差が拡大することもあり得るが、これも所定の時期に是正されるこ

とが同制度上予定されていることを確認した上で、新区割制度が合理的なものである以上、新区割制度と一体的な関係にある選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、①当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、②較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とはならないことを明らかにしている。

イ 本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないこと

前記アの令和5年大法廷判決における判示等を踏まえ、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて見れば、まず、令和3年選挙時から本件選挙時に至るまで新区割制度に変更はなく、また、前記第3の4(23)のとおり、本件選挙区割りは、新区割制度により改定されたものであるから、前記アの①の事情や同②の事情がない限り、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。

そこで、まず前記アの①の事情について見るに、令和4年改正時における選挙区間の較差が、本件選挙時において拡大していることについては、人口異動のほかには、その要因となる事由は見当たらず、本件選挙時における較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情は認められない。

続いて、前記アの②の事情について見ると、前記第3の4(24)のとおり、本件選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）は鳥取県第1区と北海道第3区との間の1対2,059であり、鳥取県第1区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であったにとどまる。これらの数値は、投票価値の較差の拡大の程度が著しいものとはいえないと判示し

た令和5年大法院判決に係る令和3年選挙当日の選挙区間の最大較差（選挙人）1対2.079、較差（選挙人）が2倍以上となっている選挙区数29といった数値（前記第3の4(21)）をいずれも下回るものであるから、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものといえないことは明らかである。上記のとおり、本件選挙当日においては、選挙区間の最大較差（選挙人）が2倍以上となっているが、前記第3の4(13)のとおり、選挙区割りの改定後の人口異動により、選挙区間の最大較差が2倍以上となる事態が生じ得ることは、新区割制度においても想定されていることであり、また、上記較差については、令和7年に実施される予定の簡易国勢調査の結果を踏まえて2倍未満となるように是正されることとなっている。このような制度に合理性が認められることは、令和5年大法院判決が判示するとおりである。そうすると、上記のとおり本件選挙当日における選挙区間の最大較差（選挙人）が2倍以上となっているということが、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると評価する根拠となるものではない。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。

ウ 区画審設置法3条1項及び4条2項が、令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて選挙区間の最大較差（人口）が2倍以上とならないような選挙区割りの改定案の作成を求めているとする原告らの主張に理由がないこと

原告らは、区画審設置法3条1項、4条2項が、本件区割改定案について、令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて、選挙区間の最大人口較差が2倍以上とならないようにすることを求めていると主張する（原告らの令和6年11月20日付け準備書面（1）・19ないし21ページ）。

しかし、区画審設置法3条1項は、均衡を図るべき各選挙区の人口につ

いて、直前の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口であることを明記する一方、その後の人口動態の変動そのものについては何ら規定しておらず、また、同法4条2項は、同条1項にいう大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に実施された簡易国勢調査の結果を踏まえて審議会が行うべき勧告について規定したもので、同項の大規模国勢調査から同条2項の将来の簡易国勢調査までの期間の人口動態について何ら規定していないから、原告ら主張にかかる各規定は、いずれも、大規模国勢調査から簡易国勢調査の人口動態について考慮しなければならないことを規定したものである。したがって、原告らの上記主張は理由がない。

なお、原告らは、平成28年改正法附則2条3項1号ロが上記主張の根拠となる旨主張する。しかし、同号ロは、同項柱書が、「(前略)平成27年の国政調査の結果に基づく改定案の作成は、区画審設置法3条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。」(傍点は引用者)と規定するとおり、新区割制度による選挙区割りの改定案の作成が平成32年(令和2年)の大規模国勢調査の結果に基づくものからとされ、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成が、選挙区間の較差拡大の要因とされた1人別枠方式が完全に解消されることとなる新区割制度導入前の緊急是正措置として行われることとなることも考慮して、選挙区間の較差について特に配慮し、これを補完する趣旨で、規定されたことが明らかである。したがって、原告らの主張は、平成28年改正法附則2条3項1号ロの趣旨やその規定内容を正解しないものであって理由がない。

- 4 (予備的主張) 仮に違憲状態にあったとの評価がされとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないこと

前記2のとおり、衆議院議員総選挙に関する選挙無効訴訟では、区割規定及

びこれに基づく選挙区割りの合憲性に係る判断枠組みとして、これまでの最高裁の累次の判例によって、①選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとして区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③区割規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か（事情判決とするか否か）、という枠組みが示されてきているところ、本件においては、前記3のとおり、上記①の点について違憲状態に至っていないと判断されるべきことは明らかである。

以下では、念のために、仮に、上記①の点について違憲状態に至っていると評価された場合であっても、上記②の点について憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえないから、本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っているとは到底いえないことを明らかにする。

(1) 合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かの判断枠組み

平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決が判示するとおり、憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、議席配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うところ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決に係る民集67巻8号1523ページ、平成27年大法廷判決に係る民集69巻7号

2060ページ)*13。

そして、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態となったことを認識し得た時期を基準（始期）として、上記の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。このように国会が認識し得た時期を基準（始期）とすることについては、①平成23年大法廷判決において、「平成19年6月13日大法廷判決（引用者注：平成19年大法廷判決）において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、（中略）いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったものということとはできない」（民集65巻2号781ページ）と判断されていること、②平成25年大法廷判決において、「本件旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決（引用者注：平成19年大法廷判決）までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審

*13 このような判断枠組みについて、「憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態が発生した時点から是正に要する合理的期間を先験的、自明的に導出するのではなく、立法権と司法権との関係を踏まえ、是正の方法について国会に一定の裁量権があることを前提として、合理的期間内における是正の有無の判断の中で、期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容や必要な作業等、国会における是正の実現に向けた取組についても、立法裁量権の行使の相当性において評価することを認めたものということができると思われる。」（日置・前掲判例解説464ページ）との指摘がされている。

の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。」(民集67巻8号1523ページ)と判断されていること、③平成25年7月施行の参議院議員選挙に関する最高裁判所平成26年11月26日大法廷判決(民集68巻9号1363ページ)においても、「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているとし、その解消のために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成24年大法廷判決の言渡しがされた平成24年10月17日であり、国会において上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。」(同号1378ページ)と判断されていることからして明らかである。

- (2) 国会が、本件選挙時までには本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲状態であると認識することができなかったことなどからすれば、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったと評価することはできないこと

前記(1)の判断枠組みを前提として本件について見ると、前記第3の4(22)のとおり、令和5年大法廷判決は、「新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割り(引用者注：平成29年改正後の選挙区割り)の下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているといえることができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示しておりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、

当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということとはできない。」（民集 77 卷 1 号 21 及び 22 ページ）とした上で、「本件選挙（引用者注：令和 3 年選挙）当時における選挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれないし、その程度も著しいものとはいえないから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということとはできない。」（同 22 ページ）と判示した。

そして、本件選挙は、上記のとおり判示した令和 5 年大法廷判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であり、しかも、前回の衆議院議員総選挙である令和 3 年選挙後には、令和 5 年大法廷判決において合理性が認められた新区割制度に基づき作成された区割改定案に沿った令和 4 年改正が行われているのであるから、仮に、本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲状態に至っているとしても、国会において、そのことを認識すべき契機は一切存在せず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

以上のとおり、国会において、本件選挙までに、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということは全く認識し得ない状況にあったのであるから、本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえないことは明らかである。

5 まとめ

以上述べてきたとおり、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）にあったと

はいえ、仮に違憲状態にあったとしても、本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないのであるから、本件区割規定は、憲法の規定に違反しない。

第5 結論

以上の次第で、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、投票価値の平等の要求に違反する状態にあったとはいえないし、仮にそのような状態にあったとしても、本件選挙区割りについて、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったなどとはいえず、本件区割規定は憲法の規定に違反しないから、本件選挙の本件各選挙区における選挙は有効である。

よって、原告らの請求は理由がないからいずれも棄却されるべきである。

以 上

— 平成 24 年改正前の区画審設置法 3 条 —

- 1 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が 2 以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、1 に、公職選挙法第 4 条第 1 項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

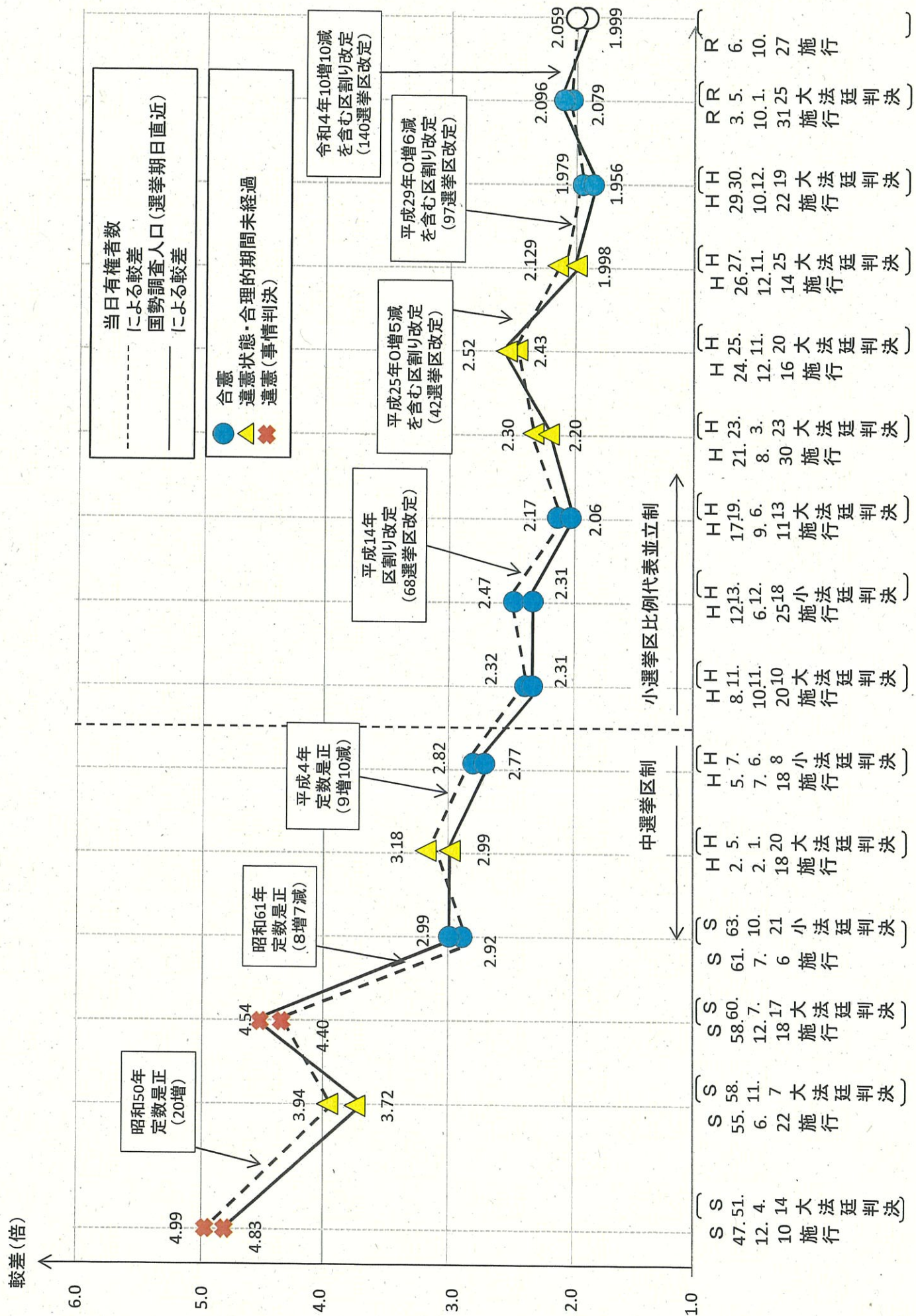
— 平成 28 年改正前の区画審設置法 3 条 —

前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が 2 以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

— 平成 28 年改正後の区画審設置法 3 条 —

- 1 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法第 5 条第 2 項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が 2 以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 2 次条第 1 項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法第 4 条第 1 項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げるものとする。）とする。
- 3 次条第 2 項の規定による勧告に係る第 1 項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、変更しないものとする。

衆議院総選挙における較差の推移



(別紙 3)

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 山城宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307

選挙人名簿登録者数(令和6(2024)年12月1日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	男	女	計	R6(2024).9.1 比較増減	市町名	男	女	計	R6(2024).9.1 比較増減
宇都宮市	214,113	214,240	428,353	98	上三川町	13,161	12,468	25,629	1
足利市	57,491	60,280	117,771	▲ 332	河内郡計	13,161	12,468	25,629	1
栃木市	63,853	64,993	128,846	▲ 239	益子町	9,166	9,194	18,360	▲ 33
佐野市	47,036	48,251	95,287	▲ 179	茂木町	5,131	5,165	10,296	▲ 45
鹿沼市	38,966	39,894	78,860	▲ 129	市貝町	4,874	4,649	9,523	▲ 36
日光市	31,868	33,528	65,396	▲ 281	芳賀町	6,502	6,375	12,877	18
小山市	68,221	67,406	135,627	▲ 105	芳賀郡計	25,673	25,383	51,056	▲ 96
真岡市	32,152	31,175	63,327	▲ 44	壬生町	15,816	16,441	32,257	▲ 2
大田原市	28,657	29,221	57,878	▲ 154	野木町	10,517	10,704	21,221	▲ 11
矢板市	12,955	13,241	26,196	▲ 87	下都賀郡計	26,333	27,145	53,478	▲ 13
那須塩原市	47,997	48,773	96,770	▲ 35	塩谷町	4,385	4,427	8,812	▲ 36
さくら市	18,292	17,945	36,237	107	高根沢町	12,909	11,573	24,482	53
那須烏山市	10,362	10,398	20,760	▲ 98	塩谷郡計	17,294	16,000	33,294	17
下野市	24,790	25,268	50,058	▲ 53	那須町	10,409	10,587	20,996	▲ 97
市 部 計	696,753	704,613	1,401,366	▲ 1,531	那珂川町	6,480	6,247	12,727	▲ 83
					那須郡計	16,889	16,834	33,723	▲ 180
					郡 部 計	99,350	97,830	197,180	▲ 271
					県 計	796,103	802,443	1,598,546	▲ 1,802
					(参考)				
					R6(2024).9.1 現在登録者数	796,830	803,518	1,600,348	R6(2024).9.1 定時登録
					比較増減	▲ 727	▲ 1,075	▲ 1,802	

選挙人名簿登録者数(令和6(2024)年12月1日現在)

[衆議院小選挙区別]

栃木県選挙管理委員会

選挙区	市町名	男	女	計	R6(2024).9.1 比較増減	選挙区	市町名	男	女	計	R6(2024).9.1 比較増減
第一区	宇都宮市 (宇都宮地区)	195,732	195,612	391,344	102	第四区	小山市	68,221	67,406	135,627	▲ 105
	河内郡 上三川町	13,161	12,468	25,629	1		真岡市	32,152	31,175	63,327	▲ 44
	計	13,161	12,468	25,629	1		下野市	24,790	25,268	50,058	▲ 53
	市部計	195,732	195,612	391,344	102		芳賀郡 益子町	9,166	9,194	18,360	▲ 33
	郡部計	13,161	12,468	25,629	1		茂木町	5,131	5,165	10,296	▲ 45
	第一区計	208,893	208,080	416,973	103		市貝町	4,874	4,649	9,523	▲ 36
第二区	宇都宮市 (上河内、河内地区)	18,381	18,628	37,009	▲ 4	第五区	芳賀町	6,502	6,375	12,877	18
	鹿沼市	38,966	39,894	78,860	▲ 129		計	25,673	25,383	51,056	▲ 96
	日光市	31,868	33,528	65,396	▲ 281		下都賀郡 壬生町	15,816	16,441	32,257	▲ 2
	さくら市	18,292	17,945	36,237	107		野木町	10,517	10,704	21,221	▲ 11
	塩谷町	4,385	4,427	8,812	▲ 36		計	26,333	27,145	53,478	▲ 13
	高根沢町	12,909	11,573	24,482	53		市部計	125,163	123,849	249,012	▲ 202
	計	17,294	16,000	33,294	17		郡部計	52,006	52,528	104,534	▲ 109
	市部計	107,507	109,995	217,502	▲ 307		第四区計	177,169	176,377	353,546	▲ 311
	郡部計	17,294	16,000	33,294	17	栃木県	足利市	57,491	60,280	117,771	▲ 332
	第二区計	124,801	125,995	250,796	▲ 290		栃木市	63,853	64,993	128,846	▲ 239
第三区	大田原市	28,657	29,221	57,878	▲ 154		佐野市	47,036	48,251	95,287	▲ 179
	矢板市	12,955	13,241	26,196	▲ 87		第五区計	168,380	173,524	341,904	▲ 750
	那須塩原市	47,997	48,773	96,770	▲ 35		市部計	696,753	704,613	1,401,366	▲ 1,531
	那須烏山市	10,362	10,398	20,760	▲ 98		郡部計	99,350	97,830	197,180	▲ 271
	那須町	10,409	10,587	20,996	▲ 97		県 計	796,103	802,443	1,598,546	▲ 1,802
	那珂川町	6,480	6,247	12,727	▲ 83	(参考)					
	計	16,889	16,834	33,723	▲ 180						
	市部計	99,971	101,633	201,604	▲ 374						
第三区計	郡部計	16,889	16,834	33,723	▲ 180	R6(2024).9.1 現在登録者数					
	第三区計	116,860	118,467	235,327	▲ 554	比較増減					
								796,830	803,518	1,600,348	R6(2024).9.1 定時登録
								▲ 727	▲ 1,075	▲ 1,802	

在外選挙人名簿登録者数(令和6(2024)年12月登録日現在)
栃木県選挙管理委員会

登録者数 市町名	令和6(2024)年12月登録日現在登録者数			令和6(2024)年9月 登録日現在登録者数	比較増減
	男	女	計		
宇都宮市	129	163	292	297	▲ 5
足利市	30	44	74	76	▲ 2
栃木市	16	33	49	50	▲ 1
佐野市	15	30	45	47	▲ 2
鹿沼市	14	32	46	44	2
日光市	17	25	42	41	1
小山市	27	37	64	63	1
真岡市	17	23	40	41	▲ 1
大田原市	12	17	29	30	▲ 1
矢板市	6	6	12	12	0
那須塩原市	15	36	51	52	▲ 1
さくら市	5	6	11	12	▲ 1
那須烏山市	7	7	14	13	1
下野市	11	18	29	28	1
市計	321	477	798	806	▲ 8
上三川町	7	5	12	13	▲ 1
益子町	5	6	11	11	0
茂木町	2	4	6	7	▲ 1
市貝町	1	5	6	6	0
芳賀町	1	0	1	1	0
壬生町	4	6	10	10	0
野木町	2	6	8	8	0
塩谷町	1	5	6	6	0
高根沢町	28	11	39	39	0
那須町	8	8	16	16	0
那珂川町	2	4	6	6	0
町計	61	60	121	123	▲ 2
県計	382	537	919	929	▲ 10

※「9月登録日現在」は「9月1日又は9月2日現在」である。
※「12月登録日現在」は「12月1日又は12月2日現在」である。

第27回参議院議員通常選挙に係る日程の考え方について

令和 7 (2025) 年 1 月 15 日 栃木県選挙管理委員会

今年改選となる参議院議員の任期満了は7月28日であり、参議院議員通常選挙の投開票日は、法第32条の規定に基づき決定する。

同条第 1 項の規定により、6月28日から7月27の間となるが、通常国会が1月24日に召集され、会期の延長がなければ、同条第 2 項の規定により、7月16日から22日の間に行うこととなり、三連休の中日である7月20日（日）に行われる見込みである。

通常国会召集日と参議院議員通常選挙の期日（会期延長がない場合）

	招集日	閉会（会期150日）	選挙期日
1	1/ 1～1/6	～6/ 4	6/28～7/27のうちの日曜 (6/29、7/6、7/13、7/20、7/27)
2	1/ 7	6/ 5	6/29
3	1/ 8～1/14	6/ 6～6/12	7/ 6
4	1/15～1/21	6/13～6/19	7/13
⑤	1/22～1/28	6/20～6/26	7/20（三連休の中日）
6	1/29～1/31	6/27～6/29	7/27

【公職選挙法】

第三十二条

- 1 参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。
- 2 前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行う。
- 3 通常選挙の期日は、少なくとも十七日前に公示しなければならない。

総 行 資 第 3 号
令和 7 年 1 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各都道府県選挙管理委員会委員長 } 殿

総 務 大 臣

政治資金規正法の一部を改正する法律等の公布について（通知）

第 216 回国会において成立した政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号。以下「法律第 1 号」という。）、政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号。以下「法律第 2 号」という。）及び政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和 7 年法律第 3 号。以下「法律第 3 号」という。）は、本日公布されました。

法律第 1 号は、渡切りの方法による支出の禁止等の措置を講ずることを内容とするもので、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとされました。

法律第 2 号は、政治資金規正法の一部改正により、政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書の電子情報処理組織を使用する方法による提出の義務化、収支報告書に記載された事項の検索が可能なデータベースのインターネットによる公開、外国人等からの寄附及び政治資金パーティーの対価の授受の禁止等の措置を講ずるとともに、租税特別措置法の一部改正により、政党の選挙区支部に対する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の適用除外の措置を講ずること等を内容とするもので、政治資金規正法の一部改正に係る規定は原則として令和 9 年 1 月 1 日から、租税特別措置法の一部改正に係る規定は令和 8 年 1 月 1 日から、それぞれ施行することとされました。

法律第 3 号は、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるもので、公布の日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、今回の改正内容の関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、格別の御配慮をお願いします。

なお、今回の改正法の施行に伴い、政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）及び政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）等についても、今後所要の改正を行うこととしており、これらに係る留意事項については、別途通知する予定です。

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）関係

第 1 渡切りの方法による経費支出の禁止

- (1) 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとされたこと（法律第 1 号及び法律第 2 号による改正後の政治資金規正法（以下「新規正法」という。）第 8 条の 2 の 2 関係）。
- (2) 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこととされたこと（新規正法第 2 条第 3 項関係）。
- (3) 上記(1)に伴い、政策活動費を充ててした支出の項目別の金額及び年月の収支報告書への記載に係る規定（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）による改正後の政治資金規正法第 13 条の 2）及び政策活動費の使用状況の公開等に関する制度の検討に係る規定（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）附則第 14 条）を削除することとされたこと。

第 2 施行期日

この法律は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとされたこと（法律第 1 号附則第 1 条関係）。

政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）関係

第 1 政治資金規正法の一部改正

1 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

(1) 政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化

政党本部又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとされたこと（新規正法第 14 条第 3 項関係）。

(2) 収支報告書に係るデータベースを用いた公表

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこととされたこと（新規正法第 20 条第 5 項関係）。

2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払禁止等

(1) 政治資金パーティーの対価支払関係

① 何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこととされたこと。

② 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこととされたこと。

③ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとされたこと。

（新規正法第 22 条の 8 第 4 項及び第 6 項関係）

(2) 政治活動に関する寄附関係

外国人・外国法人等が政治活動に関する寄附をすることについても、(1)②と同様の規定を設けることとされたこと（新規正法第 22 条の 5 第 3 項関係）。

第 2 租税特別措置法の一部改正

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとされたこと（租税特別措置法第 41 条の 18 関係）。

第 3 附則

1 施行期日

この法律は、令和 9 年 1 月 1 日から施行することとされたこと。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとされたこと（法律第 2 号

附則第 1 条関係)。

(1) 2 の規定 公布の日

(2) 第 2 の規定 令和 8 年 1 月 1 日

2 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割額相当額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の公布の日後 1 年以内を目途として講ずるものとされたこと（法律第 2 号附則第 10 条関係）。

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）関係

第1 趣旨

この法律は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるものとするものとされたこと（法律第3号第1条関係）。

第2 政治資金監視委員会等の設置

1 政治資金監視委員会の設置

(1) 設置

政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとされたこと（法律第3号第2条関係）。

(2) 組織、任命等

- ① 委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとされたこと（法律第3号第3条関係）。
- ② 委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、2の両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとされたこと（法律第3号第4条関係）。
- ③ ①・②のほか、委員長及び委員の身分保障及び服務並びに事務局の設置について定めるものとされたこと（法律第3号第5条から第7条まで関係）。

(3) 監視等

委員会は、次に掲げる事務を行うものとされたこと（法律第3号第8条関係）。

- ① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。
- ② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。
- ③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(4) 説明又は資料提出の要求等

- ① 委員会は、(3)の事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとされたこと（法律第3号第9条第1項関係）。
- ② 委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとされたこと（法律第3号第9条第2項関係）。
- ③ 委員会は、②の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと（法律第3号第9条第3項関係）。

(5) 両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、2の両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとされたこと（法律第3号第10条関係）。

2 両院合同協議会の設置

(1) 設置

委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、両院合同協議会（政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会）を置くものとされたこと（法律第3号第11条関係）。

(2) 国政調査

① 両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとされたこと（法律第3号第12条第1項関係）。

② 国会法第104条の規定（報告又は記録提出の要求等）は、①の国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとされたこと（法律第3号第12条第2項関係）。

第3 その他の政治資金の透明性を確保するための措置

1 照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備

国は、別に法律で定めるところにより、収支報告書の記載方法等について、政治団体の会計責任者等からの照会及び相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うための体制を整備するものとされたこと（法律第3号第13条関係）。

2 関係者への周知

国は、第2の1(1)の法律、第2の2(1)の法律及び第3の1の法律の円滑な施行のため、これらの法律の趣旨及び内容について、関係者に十分な周知を図るものとされたこと（法律第3号第14条関係）。

第4 財政措置等

第2の1(1)の法律の施行に必要となる人員については、国会職員の定員に上乘せして確保されることとするとともに、当該法律の施行に必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとされたこと（法律第3号第15条関係）。

第5 附則

この法律は、公布の日から施行することとされたこと（法律第3号附則関係）。

政治資金規正法の一部を改正する法律要綱
(政策活動費の禁止)

第1 渡切りの方法による経費支出の禁止

- (1) 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないものとする。

(政治資金規正法第8条の2の2関係)

- (2) 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこと。

(政治資金規正法第2条第3項関係)

- (3) 上記(1)に伴い、政策活動費を充ててした支出の項目別の金額及び年月の収支報告書への記載に係る規定（政治資金規正法第13条の2）及び政策活動費の使用状況の公開等に関する制度の検討に係る規定（改正法附則第14条）を削除すること。

第2 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行すること。（附則第1条関係）

2 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定めること。
(附則第4条関係)

政治資金規正法等の一部を改正する法律要綱

第1 政治資金規正法の一部改正

1 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

(1) 政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化

政党本部又は政治資金団体の会計責任者は、収支報告書の提出について、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。
(政治資金規正法第14条第3項関係)

(2) 収支報告書に係るデータベースを用いた公表

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書に係るデータベース（個人寄附者等に係る事項を除く。）を、インターネットを通じて一般の利用に供しなければならないこと。
(政治資金規正法第20条第5項関係)

2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等

(1) 政治資金パーティーの対価支払関係

ア 何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならないこと。

イ 外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこと。

ウ 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知するものとする。

(政治資金規正法第22条の8第4項及び第6項関係)

(2) 政治活動に関する寄附関係

外国人・外国法人等が政治活動に関する寄附をすることについて、(1)イと同様の規定を設けること。

(政治資金規正法第22条の5第3項関係)

第2 租税特別措置法の一部改正

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする。

(租税特別措置法第41条の18関係)

第3 附則

1 施行期日

この法律は、令和9年1月1日から施行すること。ただし、(1)及び(2)に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行すること。

(1) 2の規定 公布の日

(2) 第2の規定 令和8年1月1日

(附則第1条関係)

2 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割額相当額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、この法律の公布の日後1年以内を目途として講ずるものとする。

(附則第10条関係)

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の 透明性を確保するための措置等に関する法律要綱

第1 趣旨

この法律は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるものとする。
(第1条関係)

第2 政治資金監視委員会等の設置

1 政治資金監視委員会等の設置

(1) 設置

政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。
(第2条関係)

(2) 組織、任命等

- ① 委員会は、委員長及び委員をもって組織するものとする。
(第3条関係)
- ② 委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、2の両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとする。
(第4条関係)
- ③ ①・②のほか、委員長及び委員の身分保障及び服務並びに事務局の設置について定めるものとする。
(第5条から第7条まで関係)

(3) 監視等

委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。(第8条関係)

- ① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。
- ② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。
- ③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

(4) 説明又は資料提出の要求等

- ① 委員会は、(3)の事務の遂行のため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとする。 (第9条第1項関係)
- ② 委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書のうちに虚偽の記入があり又は記載すべき事項の記載が欠けていると認めるときは、当該収支報告書を提出した者に対して、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとする。 (第9条第2項関係)
- ③ 委員会は、②の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとする。 (第9条第3項関係)

(5) 両院合同協議会に対する国政調査の要請

委員会は、特に必要があると認めるときは、2の両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとする。 (第10条関係)

2 両院合同協議会の設置

(1) 設置

委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、両院合同協議会（政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会）を置くものとする。 (第11条関係)

(2) 国政調査

- ① 両院合同協議会は、委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができるものとする。 (第12条第1項関係)
- ② 国会法第104条の規定（報告又は記録提出の要求等）は、①の国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用するものとする。 (第12条第2項関係)

第3 その他の政治資金の透明性を確保するための措置

1 照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備

国は、別に法律で定めるところにより、収支報告書の記載方法等について、政治団体の会計責任者等からの照会及び相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うための体制を整備するものとする。 (第13条関係)

2 関係者への周知

国は、第2の1(1)の法律、第2の2(1)の法律及び第3の1の法律の円滑な施行のため、これらの法律の趣旨及び内容について、関係者に十分な周知を図るものとする。 (第14条関係)

第4 財政措置等

第2の1(1)の法律の施行に必要となる人員については、国会職員の定員に上乗せして確保されることとするとともに、当該法律の施行に必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとする。 (第15条関係)

第5 附則

この法律は、公布の日から施行すること。

令和 6 (2024) 年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて

1 概要

公益財団法人明るい選挙推進協会、都道府県選管連合会主催で毎年開催されている、小学校・中学校・高等学校の児童生徒を対象とした、明るい選挙を呼びかけることを内容とするポスターのコンクール。

2 審査

各学校からの作品を市町選管で第 1 次審査を、県選管で第 2 次審査を、公益財団法人明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等による第 3 次審査（中央審査）が 12 月 9 日（月）に実施された。

3 第 1 次審査（市町審査）状況（9 月中旬実施）

種 別	小 学 校	中 学 校	高等学校	計	(参考) 前年度計
応募学校数 (校)	168	76	3	247	263
応募者数 (人)	1, 270	683	25	1, 978	1, 922
第 2 次審査提出数 (点)	279	159	6	444	418

4 第 2 次審査（県審査）状況

(1) 審査日 令和 6 (2024) 年 11 月 25 日（月）

(2) 審査員

・ 県教育委員会事務局義務教育課	柴	栄	指導主事
・ 県選挙管理委員会	青 田	賢 之	委員
	佐 瀬	学	書記長

(3) 審査結果（審査対象 444 点）

- ・ 優秀賞 17 点（小学校 9 点、中学校 6 点、高校 2 点）
- ・ 入 選 41 点
- ・ 佳 作 78 点

※優秀賞 17 点を第 3 次審査へ提出

(4) 優秀賞作品について

- ・ 県選管ホームページに掲載
- ・ 表彰式の実施（1/20）

5 第3次審査（中央審査）状況

(1) 応募状況（カッコ内は栃木県状況）

種 別	小学校	中学校	高等学校	計
応募数 (点)	46,322 (1,270)	48,411 (683)	4,895 (25)	99,628 (1,978)
応募学校数 (校)	4,651 (168)	2,838 (76)	368 (3)	7,857 (247)
第3次審査（中央審査） 提出数 (点)	314 (9)	310 (6)	276 (2)	900 (17)

(2) 審査結果（カッコ内は栃木県状況）

種 別	小学校	中学校	高等学校	計
文部科学大臣・総務大臣賞 (連名)	6	6	6	18
(公財)明推協会長・都道府 県選管連合会会長賞 (連名)	21 (1)	21	18	60 (1)

(3) 栃木県の入賞状況

(公財) 明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)
栃木市立栃木中央小学校 5年 小松原 禅 (こまつばら ぜん)

(公財) 明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名) 受賞



栃木市立栃木中央小学校

5年 こまつばら 小松原 ぜん 禅 さん

令和6（2024）年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査（県審査）優秀賞

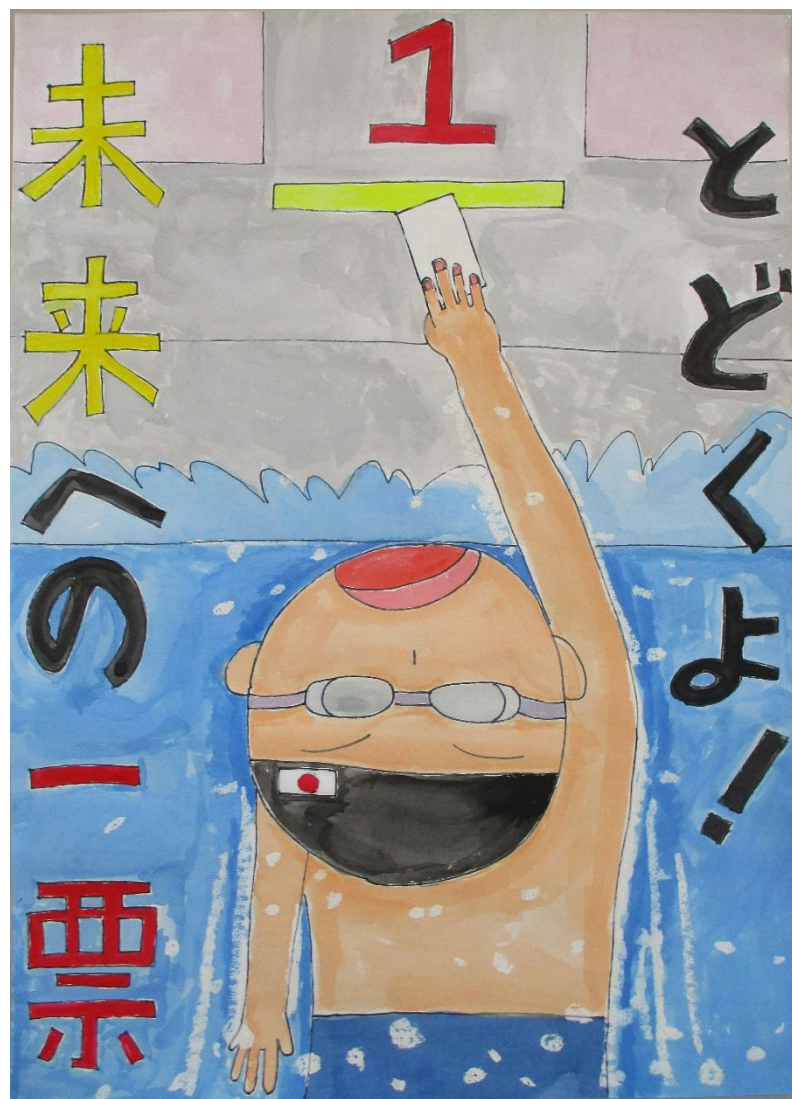
【小学校9点】



佐野市立城北小学校 1年 石川 創介 さん
(いしかわ そうすけ)



さくら市立南小学校 2年 高野 来彩 さん
(たかの らい)



矢板市立矢板小学校 3年 小口 一花 さん
(こぐち いちか)



さくら市立南小学校 4年 高野 夢彩 さん
(たかの みあ)



栃木市立栃木中央小学校 5年 小松原 禅 さん
(こまつばら ぜん)



栃木市立栃木第四小学校 5年 柏崎 芭奈 さん
(かしわぎき はな)



佐野市立天明小学校 6年 田村 崇能 さん
(たむら そうだい)



鹿沼市立板荷小学校 6年 大貫 佑例 さん
(おおぬき ゆうり)

令和6（2024）年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査（県審査）優秀賞



さくら市立南小学校 6年 高野 希彩 さん
(たかの きさ)

令和6（2024）年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査（県審査）優秀賞

【中学校6点】



佐野市立北中学校 1年 若田部 文俊 さん
(わかたべ ふみとし)



茂木町立茂木中学校 1年 澤村 琉那 さん
(さわむら るな)

令和6（2024）年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査（県審査）優秀賞



栃木市立岩舟中学校 2年 今井 優理菜 さん
(いまい ゆりな)



佐野市立田沼東中学校 2年 片山 福至 さん
(かたやま ふくし)



小山市立小山第二中学校 3年 小貫 寧々 さん
(おぬき ねね)



さくら市立氏家中学校 3年 仲山 葵夏 さん
(なかやま あいな)

【高校2点】



作新学院高等学校 2年 濱野 詩花 さん
(はまの しいか)



作新学院高等学校 2年 大島 心優 さん
(おおしま みゆ)